

令和3年6月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(行ウ)第14号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和2年12月23日

判 決

5 当事者の表示 別紙①「当事者等目録」記載のとおり

主 文

- 1 被告は、別表②の「相手方」欄記載の番号1～6, 8～10, 12, 13, 15, 17～22, 24～31, 33, 34, 37～40, 47～49の各相手方に対し、それぞれ該当する「認容額」の「合計」欄記載の各金員及びこれらに対する本判決確定日の翌日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用（補助参加により生じた費用を除く。）は、これを20分し、その7を被告の負担とし、その余を原告の負担とし、補助参加入らの参加により生じた費用は、別紙③「費用負担裁判」記載のとおりの負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

被告は、別表②の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ該当する「請求金額」の「合計」欄記載の各金員及びこれらに対する平成23年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

##### 第2 事案の概要

本件は、岡山県内に所在する特定非営利活動法人である原告が、被告に対し、岡山県議会の議員である別表②の「相手方」欄記載の各相手方（議員）は、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）に岡山県から交付を受けた政務調査費につき、岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例（平成13年岡山県条例第43号。以下「本件条例」という。）に適合しな

い違法な支出を行ったから、不当利得として返還すべきであるにもかかわらず、被告がその支払請求を怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記各相手方に対し、別表②のそれぞれ該当する「請求金額」の「合計」欄記載の各金員及びこれらに対する平成23年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

## 1 関係法令等の定め

### (1) 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの）

#### 第100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

### (2) 本件条例（乙1）

#### 第1条（趣旨）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定により、岡山県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2条（交付対象）

政務調査費は、議員の職にある者に対し交付する。

#### 第3条（交付額等）

1項 政務調査費は、月額35万円を各月の初日に在職する議員に対し交

付する。

#### 第4条（通知）

1項 岡山県議会の議長（以下「議長」という。）は、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

#### 第5条（交付決定）

知事は、前条の規定による通知に係る議員について、政務調査費の交付の決定又は変更の決定を行い、議員に通知しなければならない。

#### 第6条（請求及び交付）

1項 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（中略）までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。（以下略）

2項 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

#### 第7条（使途基準）

議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

#### 第8条（収支報告書）

1項 議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、様式により当該政務調査費を支給された年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

3項 前2項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）に係る領収書等の写し（領収書の写しその他の議長が定める書類をいう。次条において同じ。）を添付しなければならない。

#### 第10条（返還）

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、議員がその年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

- 5 (3) 岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程（平成13年岡山県議会告示第1号。以下「本件規程」という。）（乙1）

#### 第4条（使途基準）

条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。

#### 第5条（議長が定める書類）

- 10 1項 条例第8条第3項の議長が定める書類は、領収書の写しその他の支出を証すべき書面であって、当該支出の相手方から徴したもの（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、金融機関が作成した当該支出に係る振込みの明細書の写し又は支払証明書）とする。

#### 第7条（証拠書類等の整理保管）

- 15 議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

#### 別表（第4条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託料、交通費、宿泊費等）
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、

	(宿泊費等)
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場借上料、機材借上料、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の借上料、管理運営費等）
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、通信費等）
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

2 前提事実（争いのない事実並びに弁論の全趣旨及び掲記の証拠（枝番のあるものは特に掲記しない限り枝番を含む。以下同じ。）により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

- ア 原告は、岡山県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人である。
- イ 被告は、岡山県の執行機関である。
- ウ 別表②の「相手方」欄記載の各相手方は、いずれも平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、岡山県議会における議員であった。

(2) 上記各議員に対する政務調査費の交付

岡山県は、平成22年度の政務調査費として、上記各議員に対し、地方自治法及び本件条例の規定に基づき、各420万円を交付した。

(3) 上記各相手方による収支報告書等の提出及び残余額の返還

上記各相手方は、平成23年4月30日までに、岡山県議会議長に対し、平成22年度の政務調査費に係る収支報告書等を提出するとともに、政務調査費の残余額があるとする各相手方は、岡山県に対し、同額を返還した。

(4) 住民監査請求等（甲1～4）

ア　原告は、平成24年4月18日付で、岡山県監査委員に対し、被告が上記各相手方に交付した平成22年度の政務調査費のうち、一部に本件条例7条、本件規程4条及び同別表に定める使途基準に違反する違法な支出があり、上記各相手方に対して不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っているとして、地方自治法242条1項に基づき、被告が上記各相手方に対し不当利得相当額の返還を請求するよう求める住民監査請求をし、同月26日付で、違法とする支出を追加した。

イ　以下の各相手方は、上記住民監査が行われている間に、以下の各金員を岡山県に返還した。

(ア) 相手方渡辺吉幸議員（番号8） 2万5803円

(イ) 相手方住吉良久議員（番号40） 1万4502円

ウ　岡山県監査委員は、平成24年6月14日付で、上記住民監査請求に係る支出のうち、以下の各議員に対する各金員の返還請求を求める限度で理由があるとして、被告に、当該議員に対して当該金額の返還を命じるなどの必要な措置を講じることを勧告するとともに、その余の請求を棄却し、原告にその旨通知した（なお、亡福田通雅議員に関する部分の訴えは取下済みである。）。

(ア) 相手方岡本泰介議員（番号9） 3万0880円

(イ) 亡福田通雅議員 1万9500円

エ 相手方岡本泰介議員は、上記勧告を受け、3万0880円を岡山県に返還した。

5 (5) 本件訴えの提起

原告は、平成24年7月12日、本件訴えを提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、別紙④「各議員の支出に係る主張対照表」の「見直し後の否認額」欄記載の支出（以下「本件各支出」という。）等が、政務調査費として支出することができない費用であるか否かである。

【原告の主張】

(1) 県議会議員の活動は、政務調査費との関係では概念上、政治活動と私的活動に区分することができ、そのうち政治活動は県政の調査研究のための活動である政務調査活動と政務調査以外の政治活動に区分することができる。これららの活動のうち本件規程の別表に定める使途基準に該当する政務調査活動についてのみ政務調査費から支出することが許される。

議員の活動、特に政治活動には、種々の活動が混在していて区分できない場合も多いが、種々の要素が混在する活動の費用の全額を政務調査費から支出することはできず、そのような場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

したがって、個々の議員の一つ一つの活動について政務調査活動とそれ以外の政治活動の割合を定めることは困難であることを勘案し、①当該支出に係る活動の全体が政務調査活動に係る支出（県政の調査研究に資するため必要な経費）として適正と判断されるものは全額の支出を認め、②当該支出に係る活動の全体が、私的活動又は政務調査以外の政治活動に係る支出と判断されるものは全額支出を認めず、③当該支出に係る活動の全体が①及び②の

いずれかと断定できない支出のうち具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で支出を認め、それ以外のものについては按分比率50%で支出を認めるべきである。

(2) また、違う年度にした支出や領収書がないもの、議員本人又は議員本人と実質的に同視し得る個人又は法人に対する支出などは、経費の種類を問わず、原則として支出することが許されない。

(3) 本件における政務調査費の各支出は、別紙⑥「政務調査費支出分類基準」のとおり、分類することができ、当該分類ごとに政務調査費の支出が許容されるか否かが判断されるべきである（なお、当該分類基準記載のA～Iの符号は、それぞれA調査研究費、B研修費、C会議費、D資料作成費、E資料購入費、F広報費、G事務所費、H事務費、I人件費に対応するものである。）。

(4) 個々の支出の分類については、別紙④「各議員の支出に係る主張対照表」及び別紙⑤「各会派の支出に係る主張対照表」（以下「各表」という。）の「分類記号」「分類」欄に記載のとおりであり（もっとも、「各会派の支出に係る主張対照表」で当該分類が記載されているのは自由民主党岡山県議団のもののみである。），その他個々の支出の適否については、各表の「否認理由等」欄に記載のとおりである。

#### 【被告の主張】

(1) 政務調査費の使途について、地方自治法100条14項は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費と規定しているのみで、具体的、詳細な内容の規定はなく、交付の対象、額及び交付の方法は、各地方公共団体の条例で定めるものとしている。したがって、政務調査費の使途については、法の趣旨に反しない限り、条例の定めるところに従うものである。本件規程の別表は、政務調査費の使途基準を列挙したものであるが、個別具体的に例示していないものであっても、議会の活性化・審議能力の強化など、議員の調査研究の基盤の充実等に有益な費用については支出が可能であると解すべきで

ある。

そして、議員の政務調査活動は、議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであり、岡山県議会は政務調査費マニュアル（乙1、以下「マニュアル」という。）を作成しているのであるから、マニュアルに沿った支出については、県政との関連性、必要性及び合理性を欠くことが明らかであると認められる場合を除き、政務調査費の制度趣旨に合致しているものと判断すべきである。

また、領収書がない場合であっても、領収書と同等とみなすことができるもの（レシートや口座振替通知書、利用明細書等）又は支払証明書があれば、政務調査費として支出することが認められるべきである。

(2) 個々の支出の適否については、各表の反論欄に記載のとおりであり、別紙④「各議員の支出に係る主張対照表」の「被告反論」欄のアルファベットの記載の内容は別紙⑦「反論理由」に記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 15 1 総論

(1) 地方自治法100条14項及び同条15項の規定による政務調査費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の議会活動の基礎となる調査研究（以下「政務調査活動」という。）の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであり、本件条例7条、本件規程4条及び同別表は、上記地方自治法の規定を受けて政務調査費を充てることができる経費の範囲(使途基準)を明らかにするものである。このような関係法令の定め及び政務調査費の制度の趣旨に鑑みれば、同別表において支出を認めるものとして定める経費は、政務調査活動のために必要な経費をいうものであり、当該行為の客観的な目的や性質に照らして政務調査活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しない（上記使途基準に適合しない）ものというべきである。

そして、議員が行う活動には、政務調査活動のほか、政党活動・選挙活動・後援会活動等の政治活動や私的活動があり、これらが相当程度の割合で混在する活動があり得る。その場合の経費については、その経費を支出した行為の客観的な目的や性質に照らして、政務調査活動とその他の政治活動や私的活動が混在するとみられる場合は原則として2分の1（50%）の割合で按分した限度で、政務調査活動との間に合理的関連性を有するものと事実上推認するのが相当であり、これと異なる政務調査活動の比率が具体的に判明する場合には、その比率で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性を有するものと認められるというべきである。

10 (2) 政務調査費の交付を受けた各議員が、同費用を使途基準に適合しない経費、すなわち、政務調査活動との間に合理的関連性が認められない行為に係る経費に充てた場合には、各議員は同支出に相当する額の不当利得返還義務を負うこととなるところ、本件は、原告が被告に対してその行使を求めるものであるから、不当利得返還請求権を基礎づける具体的事實、すなわち、各議員が政務調査費を本件条例7条、本件規程4条及び同別表に定める使途基準に違反する支出に充てたという事實（政務調査活動との間に合理的関連性がないこと）は、本来、その事實を主張する原告がその主張立証責任を負うものである。

20 もっとも、政務調査費に係る支出について、原告がその具体的な内容等まで把握するのは困難であると考えられること、本件条例7条、本件規程4条及び同別表において政務調査費の使途基準が明らかにされていること等からすれば、原告が問題視する支出の内容（被告ないし各議員が明らかにした使途内容）が一般的・類型的にみて使途基準に適合するとみられる場合には、原告において当該支出と政務調査活動との間に合理的関連性がないことを積極的に主張立証する必要があり、他方、一般的・類型的にみて使途基準に適合しないとみられる場合には、被告ないし各議員において、同支出と政務調査

活動との間に合理的関連性があることを積極的に主張立証する必要があるというべきである。

なお、被告は、マニュアル（乙1）に沿った支出については、県政との関連性、必要性及び合理性を欠くことが明らかであると認められる場合を除き、  
5 政務調査費の制度趣旨に合致しているものと判断すべきであると主張するが、同マニュアルは岡山県議会が独自に作成したものにすぎず、これに沿つたものであるからといって直ちに政務調査費からの支出が許されるわけではない  
というべきである。

## 2 各支出の適否について

- 10 (1) 上述したところを踏まえ、各支出と政務調査活動との合理的関連性の有無について検討する。（以下では、各支出について、それぞれ該当する各表記載の通し番号ないし整理番号を用いて表記することとする。なお、会派に所属する議員については、会派が支出する費用に充てるため、会派に対して政務調査費から会費を出し、別紙⑤「各会派の支出に係る主張対照表」のとおり、その適否も争われているが、この点は、各会派に所属する議員に共通する支出であるため、後記(7)で検討する。）  
15 (2) 自由民主党岡山県議団所属の各相手方（議員）について（別紙④各議員の支出に係る主張対照表【自由民主党岡山県議団】）

20 上記会派所属の一部の議員については、本件条例上、収支報告書に領収書等の写しの添付が求められている1件当たりの金額が1万円を超えるとした政務調査費の支出（以下「1万円超の支出」という。）に加え、添付が求められていない1万円以下とした政務調査費の支出（以下「1万円以下の支出」という。）についてもその適否が争われている。そのため、当該議員については1万円超の支出と1万円以下の支出に分けてその適否を検討し（当該議員についての通し番号の記載は、1万円超の支出は上記表の「（1万円超の支出）」に記載のもの、1万円以下の支出は上記表の「（1万円以

下の支出)」に記載のものである。), 1万円以下の支出に係る請求がない議員については1万円超の支出の適否を検討する(当該議員についての通し番号の記載は、上記表の「(1万円超の支出)」に記載のものである。)。

ア 中塚周一議員(相手方番号1)の支出について

5 (ア) 1万円超の支出について

a 通し番号1~3

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号7~18(甲Aカ3~14)

上記番号は、ホームページ管理料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

平成22年度当時の上記ホームページの内容は明らかではないが、証拠(甲Aカ190)によれば、令和元年時点の同議員のホームページには、「ごあいさつ」、「活動の柱」、「プロフィール」、「お問い合わせ」、「県政報告」、「後援会」などの項目が設けられている。

「お問い合わせ」は、県民から県政に関する意見・要望等を聴取することを目的としているものであり、「県政報告」は、県議会に係る事項等の県政に関する報告を目的としているものと認められる。他方、

「ごあいさつ」には同議員の写真、挨拶文が掲載され、「活動の柱」には主として同議員が掲げる政策が掲載され、「プロフィール」には同議員の経歴等が掲載されており、これらの部分は、同議員個人のPRを目的としているものであり、「後援会」は、同議員個人の後援会活動を目的としているものと認められる。同ホームページは、県政に関する意見等の聴取や県政の報告を目的としている部分と同議員個人のPR等を目的としている部分が相当程度の割合で混在しているものであり、平成22年度当時も同様であったと考えられる。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号 19, 21 (甲Aカ 15, 17)

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aあ2）によれば、上記県政報告紙（県政報告リーフレット）全1頁は、「中塚周一が県政活動の柱とし主に取り組んできたこと」の題名のもと、県政活動の報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号 20, 25~34 (甲Aカ 16, Aク 1~10)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料、封筒代等であり、その全額を広報費、事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aあ3）によれば、上記県政報告紙（県政ジャーナルブリッジ）4頁のうち1頁目は同議員が写った写真とともに、挨拶文、プロフィールが掲載されているものの、1頁目には県政に関する情報等も掲載され、2頁目は専ら県議会での質問に関する事項が掲載され、3頁目は主に同議員と全日本女子硬式野球チーム監督との対談内容（スポーツと教育・子育て等を話題としたもの）が掲載され、4頁目は専ら県政活動の報告が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号 35~58 (甲Aケ 1~24)

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

議員は、日常的に政務調査活動以外の政治活動も行っていることからすれば、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aあ10）では、上記給与は全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、その業務内容等は明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(イ) 1万円以下の支出について

通し番号2076, 2077は、茶菓子代、飲料代であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである（乙Aあ5, 6）。

証拠（乙Aあ5～9）によれば、上記は、県政報告会の際の茶菓子代、飲料代であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当に高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

イ 江本公一議員（相手方番号2）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号62～65

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号66（甲Aア11）

上記番号は、1月分のガソリン代（2万6390円）であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aい1）によれば、上記ガソリン代は同議員後援会を請求先とするものであり、その内訳はハイオクガソリン代4012円、レ

5

ギューラーガソリン代 1 万 5 4 0 8 円, 軽油代 4 1 8 5 円, 消費税等 1  
1 8 0 円, 軽油税 1 6 0 5 円であると認められる。一般的にみて、1  
台（ハイオクガソリン車）は主として同議員が、1 台（レギュラーガ  
ソリン車）は主として後援会が使用していたものと考えるのが自然で  
ある。また、同議員の使用車両についても、政務調査活動に使用され  
ることもあれば、それ以外の活動に使用されることもあると考えられ  
る。

10

同議員は、陳述書（乙Aい13, 16）において、政務調査活動に  
使用していた車両が複数台あり、ハイオクガソリンを入れていた車両  
も、レギュラーガソリンを入れていた車両も、同議員が所有するもの  
であり、状況に応じて使い分けていた、軽油は政務のため一度借りた  
レンタカーの油種であるとする。しかし、上記各車両を誰が使用して  
いたのかやどのように使い分けていたのかは明らかでないし、レンタ  
カーについては借りたことを裏付ける証拠はなく、どのような政務に  
用いたのかも不明である。

15

したがって、ハイオクガソリンに係る費用の2分の1（2 1 0 6 円）  
を除く額の支出は、政務調査活動と関連するものであるとは認められ  
ず、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号 67 (甲Aア12)

20

上記番号は、2月分のガソリン代等（10万4371円）であり、  
その3分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したもので  
ある。

25

証拠（乙Aい1）によれば、上記ガソリン代等は同議員の後援会を  
請求先とするものであり、その内訳はハイオクガソリン代 4 万 6 8 2  
8 円、レギュラーガソリン代 3 万 4 8 5 1 円、灯油代 1 万 7 7 2 0 円、  
消費税等 4 9 7 2 円であり、灯油代は事務所で使用されたものと認め

られる。一般的にみて、1台は主として同議員が使用していたものと考えるのが自然であること等は、上記のとおりである。また、一般に事務所は、政務調査活動にも、それ以外の政治活動にも使用されるものである。

5 同議員は、陳述書（乙Aい13、16）において、政務調査活動に使用していた車両が複数台あり、ハイオクガソリンを入れていた車両も、レギュラーガソリンを入れていた車両も、同議員が所有するものであり、状況に応じて使い分けていた（同月から後援会広報車（軽油使用）の使用も開始したため、按分比率を3分の1とした。）とする。

10 しかし、上記のとおり、上記各車両を誰が使用していたのかやどのように使い分けていたのかは明らかでない。

したがって、ハイオクガソリン及び灯油に係る費用の2分の1（3万3888円）を除く額の支出は、政務調査活動と関連するものであるとは認められず、返還の対象となるというべきである。

15 d 通し番号68（甲Aウ1）

上記番号は、音響機材レンタル料であり、その2分の1の額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aい2）によれば、上記音響機材は、同議員の県政報告会で使用されたものと認められる。

20 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号69（甲Aオ1）

上記番号は、書籍（地図1冊、バインダー1冊）の購入費用であり、その2分の1の額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、地図は地域を把握するのに有効な手段であり、議員

としての県政に関する調査研究に関するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号 72 (甲Aカ19)

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aい3）によれば、上記県政報告紙（ふくろう通信）4頁のうち1頁目は同議員の挨拶文が掲載されているものの、同挨拶文は県政に関するものもあるし、2頁目は県政報告会の案内、3頁目は県議会での質問に関する事項が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

g 通し番号 91, 92 (甲Aク11, 12)

上記番号は、事務用品（コピー用紙、インクカートリッジ等）の購入費用であり（乙Aい5, 6），後援会事務所を払込人とする払込受領書額の2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aい3, 4）によれば、同議員の事務所と同議員の後援会事務所は同じ（電話番号も同じ）であることが認められる。上記事務用品は、その性質上、上記事務所において、政務調査活動にも、それ以外の政治活動（後援会活動を含む。）にも使用されるものと考えられる。

したがって、上記支出（事務用品購入費用の2分の1の支出）は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 1万円以下の支出について（乙Aい7）

a 通し番号2～5（乙Aい8）

上記番号は、飲料代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

5 上記飲料の使途は明らかにされておらず、その全てが政務調査活動と関連するものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

b 通し番号6～13, 23～26（乙Aい8）

上記番号は、茶菓子代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aい10, 11）によれば、上記は、県政報告会の際の菓子代であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当に高額であるといった事情は認められない。

15 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

c 通し番号14～22（乙Aい8）

上記番号は、茶菓子代、飲料代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aい10, 11）によれば、上記は、一般的な事務所の来客用として用いられるものと認められるところ、通常、事務所では政務調査活動以外の政治活動も行われているものであり、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

25 したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

d 通し番号27～47, 49～57, 59～69, 71～91（乙A

い9)

上記番号は、事務用品（電卓、蛍光灯、コピー用紙、両面テープ等）の購入費用であり（乙Aい10、11），その全額（ただし、通し番号64は2分の1を超える割合で按分した額）を事務費として政務調査費から支出したものである。

5

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することができるものである。

10

したがって、上記事務用品の購入費用のうち2分の1で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、その差額は、返還の対象となるというべきである。

15

e 通し番号48, 58, 70（乙Aい9）

上記番号は、プリンターの修理代、両面テープの購入費用であり（乙Aい10、11），その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

20

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することができるものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号92（乙Aい9）

上記番号は、事務用品（CD-ROM等）の購入費用であり、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

25

原告は、領収書の宛名が同議員ではないことを問題視するが、同議員の妻が上記事務用品を代わりに購入したためであると説明されており（乙Aい10、11），特に不自然であるとはいえない。そして、

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することができるものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

g 通し番号 93, 94, 96～103 (乙Aい9)

上記番号は、コピー機のカウント料金であり（乙Aい10, 11），その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

5

一般的にみて、議員事務所で使用するコピー機は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10

h 通し番号 95 (乙Aい9)

上記番号は、コピー機のカウント料金であり（乙Aい10, 11），その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15

i 通し番号 105, 107, 108, 110～112 (乙Aい9)

上記番号は、事務用品（写真用マット紙、紙両面テープ、インクカートリッジ等）の購入費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したもの（ただし、番号105, 110～112は、払込受領書額のうち、上記事務用品の購入費用の全額を事務費として政務調査費から支出したもの）である。

20

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

同議員の陳述書（乙Aい10, 11）では、上記写真用マット紙は県民から要望陳情を受けた際に現場の写真を撮るためのものであるとされているが、当該写真は提出されておらず、その全てが政務調査活動に使用されたとは認められない。

25

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

j 通し番号113～124（乙Aい9）

上記番号は、切手、ハガキの購入費用であり（乙Aい10, 11），その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、切手、ハガキは、汎用性が高く、県政活動の報告等の政務調査活動に用いられることがあれば、その他の政治活動に用いられるもあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

ウ 青野高陽議員（相手方番号3）の支出について

(ア) 通し番号137～140

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号141～145（甲Aウ2～6）

上記番号は、飲料代、茶菓子代、会場使用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aう1～4）によれば、上記は、県政報告会の際の飲料代、茶菓子代、会場使用料であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相當に高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号146～149（甲Aカ23～26）

上記番号は、県政報告紙の送料であり、その10分の8ないし10分の7の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aう5）によれば、上記県政報告紙（瑞雲N.O. 2）8頁の

うち1頁目は同議員の写真、挨拶文のみが掲載され、8頁目の一部にはプロフィール等が掲載されているものの、2～7頁目は主として県政活動の報告や県議会での質問に関する事項が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号151（甲カ28）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その10分の7の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

10 証拠（乙A6）によれば、上記県政報告紙（瑞雲NO.3）20頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文のみが掲載され、20頁目の一部にはプロフィール等が掲載されているものの、2～19頁目は主として県政活動の報告が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

15 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(オ) 通し番号152（甲Aカ29）

上記番号は、写真代であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

20 証拠（甲Aカ29、乙Aう7）によれば、上記は、建設・改良要望箇所の写真印刷代であり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(カ) 通し番号165～168（甲Aケ28～31）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aう10）では、上記給与は全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、その業務内容等は明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

エ 太田正孝議員（相手方番号4）の支出について

(ア) 通し番号170～173

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号176, 178, 179（甲Aウ9, 11, 12）

上記番号は、会場使用料、文書の印刷代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aえ3, 5）によれば、上記は、県政報告会の会場使用料、案内印刷代であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当地高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号183（甲Aオ2）

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号 184～194 (甲Aカ 30～40)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料、タックシール代であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

5 証拠(乙Aえ6)によれば、上記県政報告紙(県政だよりVOL. 10)4頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文、国政に関する事項が掲載されているものの、2～4頁目は主として県財政に関する事項、県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載され、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

10 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(オ) 通し番号 195～203 (甲Aカ 41～49)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、いずれもその全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

15 証拠(乙Aえ7)によれば、上記県政報告紙(県政だよりVOL. 11)4頁のうち1頁目は同議員の写真、国政に関する意見が主として掲載されているものの、2～4頁目は主として県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載され、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

20 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(カ) 通し番号 204～210 (甲Aカ 50～56)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、いずれもその全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

25 証拠(乙Aえ8)によれば、上記県政報告紙(県政だよりVOL. 12)4頁のうち1頁目の上半分には同議員の写真、挨拶文が掲載されている

ものの、1 頁目下半分～4 頁目は主として県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載され、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (キ) 通し番号 217 (甲 A ク 13)

上記番号は、ハガキ代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠 (乙 A え 9) によれば、上記は、県議会一般質問の傍聴案内として、同議会に係る日時、場所、質問項目が掲載されたもので、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (ク) 通し番号 218 (甲 A ク 14)

上記番号は、ハガキ代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠 (乙 A え 10) によれば、上記は、県議会一般質問の傍聴案内として、同議会に係る日時、場所、質問項目が掲載されたもので、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 (ケ) 通し番号 220～227 (甲 A ケ 33～40)

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。



同議員の陳述書（乙Aえ11）では、上記給与は後援会活動と政務調査活動との50%按分で支出したものであるとするが、そのような按分支出がされたこと（同職員への実際の給与支払額は上記支出額の倍額であること）を認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

オ 谷口圭三議員（相手方番号5）の支出について

(ア) 通し番号228～231

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号232（甲Aア25）

上記番号は、岡山大学大学院社会文化科学研究科の授業料（平成22年度前期分）であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aお2）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記研究科のうち地域公共政策コースを受講したところ、同コースは、地域の政策を企画・立案・評価できる公共政策人の育成及び地方自治体の政策立案者のスキルアップを目的としているものであり、同コースの受講は県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号235（甲Aエ1）

上記番号は、紀要論文の印刷費用であり、その全額を資料作成費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aお5）によれば、上記は、「地方自治体における施策の優先順位に関する一考察」と題する紀要論文の印刷費用であるところ、同

論文は地方自治体の施策に関する考察をまとめたものであり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (エ) 通し番号 238～240, 244 (甲Aカ 57～59, 63)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、送料であり、その 10 分の 9 の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aお6）によれば、上記県政報告紙（県政レポートVo.1. 6）4 頁のうち 1 頁目的一部分には同議員の写真、挨拶文が掲載され、4 頁には同議員の政治理念や政党における役職等が掲載されているものの、その余の部分は主として県政に関する情報、県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載され、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 (オ) 通し番号 241, 249 (甲Aカ 60, 68)

上記番号は、ホームページ改訂料であり、その 5 分の 4 の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記ホームページの内容は明らかではないし、同議員が作成したホームページ按分表（乙Aお8）によっても同ホームページには、「ごあいさつ」、「プロフィール」、「政策理念」、「県政報告」、「活動日記」、「後援会」、「リンク集」といった項目が設けられていたことが認められ、県政の報告を目的としている部分と同議員個人のPRを目的としている部分が相当程度の割合で混在しているものと考えられる。

したがって、上記ホームページ改訂料のうち 2 分の 1 で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、そ

の差額は、返還の対象となるというべきである。

(カ) 通し番号242(甲Aカ61)

上記番号は、事務用品（印刷機トナーカートリッジ等）の購入費用であり、その10分の9で按分した額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

被告は、上記事務用品は県政報告紙を郵送する際の宛名を印刷するために使用したものであり、上記トナーカートリッジのほとんどはその用途で使い切ったと主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記購入費用のうち2分の1で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、その差額は、返還の対象となるというべきである。

(キ) 通し番号243(甲Aカ62)

上記番号は、職員の給与であり、その10分の9の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（甲Aカ62）によれば、上記給与は、県政報告紙（県政レポート）送付準備作業のアルバイト料であり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ク) 通し番号245～248, 250(甲Aカ64～67, 69)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、送料、封かん作業費用であり、その8分の7の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aお9）によれば、上記県政報告紙（県政レポートV o 1. 7）4頁のうち1頁目の中には同議員の写真、挨拶文が掲載され、4頁には同議員の政治理念や政党における役職等が記載されているものの、その他の部分は主として県政に関する情報、県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載され、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

#### カ 池本敏朗議員（相手方番号6）の支出について

##### 10 (ア) 通し番号264～267

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

##### 15 (イ) 通し番号268, 269（甲Aア30～33）

上記番号は、岡山大学大学院社会文化科学研究科の授業料（平成22年度前期分、後期分）であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aか1, 16）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記研究科のうち地域公共政策コースを受講したところ、同コースは、地域の政策を企画・立案・評価できる公共政策人の育成及び地方自治体の政策立案者のスキルアップを目的としているものであり、同コースの受講は県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

##### 20 (ウ) 通し番号270, 271（甲Aア34, 35）

上記番号は、同議員の車（車番4524）のガソリン代であり（乙Aか2, 3），その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出

したものである。

原告は、上記支出が同議員の関連会社（株式会社池本工務店）に対する支払であり政務調査費からの支出は許されないと主張するが、証拠（乙Aか2、3）によれば、当該会社が同議員に代わって石油販売業者に上記車のガソリン代を支払っているため、同議員から当該会社に支払がされているにすぎないと認められることからすれば、上記支出が許されないとする理由はない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (エ) 通し番号274, 275 (甲Aカ70~72)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aか4）によれば、上記県政報告紙4頁のうち3、4頁目は県議会での質問に関する事項が掲載されているものの、1、2頁目は同議員の写真、経歴、役職等が掲載されているだけであり、同議員個人のPRを目的としている部分も相当程度の割合で混在しているものと認められる。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

20 (オ) 通し番号276~287 (甲Aキ1~12)

上記番号は、議員事務所の賃料であり（乙Aか5），その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動も行われるものである。

原告は、賃貸人である株式会社池本工務店が同議員の関連会社であると主張するが、同会社は独自の事業活動を行っている上、同議員が同会

社の経営者（事業主）というわけでもないこと（乙Aか11, 12）からすれば、上記賃料を政務調査費から支出すること自体が許されないとまではいえない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

5 (カ) 通し番号288～298（甲Aキ13～34）

上記番号は、議員事務所のある建物の電気代であり（乙Aか14），その3分の1の額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動も行われるものである。

10 そして、証拠（乙Aか5, 10）によれば、同議員事務所は上記建物の一部にすぎず、同議員事務所の賃貸借契約において、同建物の電気代の3分の1の額を同議員が負担することとなっていることが認められ、同議員は同議員（ないし同議員事務所）が負担すべき電気代の全額を政務調査費から支出したものといえる。

15 したがって、上記支出（上記建物の電気料金の3分の1の額）は、さらに2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

20 (キ) 通し番号299（甲Aク15）

上記番号は、封筒代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、封筒は、汎用性が高く、県政報告紙の送付などの政務調査活動に用いられることもあれば、議員個人としての政治活動のための書類の送付などその他の政治活動に用いられることもあり得るものである。上記封筒（乙Aか7）も、いずれの用途にも用いることができるものであるところ、領収書等整理票（甲Aク15）には、「資料の送付、

報告会の資料の入れ物として」と記載されているが、その資料については明らかにされていない

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

5 (ク) 通し番号300(甲Aク16)

上記番号は、パソコンの購入費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、議員事務所で使用するパソコンは、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

10 被告は、2分の1で按分した額を支出をしたものであると主張するが、そのような按分支出がされたことを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

15 (ケ) 通し番号301(甲Aク17)

上記番号は、ワイヤレスアンプ、マイクの購入費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、ワイヤレスアンプ、マイクは、汎用性が高く、県政報告等の活動に用いられることがあれば、議員個人としての政治活動などその他の政治活動に用いられることもあり得るものである。

20 被告は、県政報告会で使用されたものであると主張するが(乙Aか8, 18), 上記アンプ等は購入したものであり、その他の政治活動には使用していないことを示すものとはいえない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

25 (コ) 通し番号302~325(甲Aケ41~64)

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

キ 小林健伸議員（相手方番号7）の支出について

(ア) 通し番号327

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号329～331（甲Aカ73～76）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その65%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aき1）によれば、上記県政報告紙（県議会だよりNo.6）8頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文が主として掲載されているものの県議会等の案内も掲載されており、その余の頁には県政活動の報告、国会議員との対談内容、国家の財政に関する事項等が掲載されており、国会議員との対談内容、国家の財政に関する事項も政治に関する知識、情報の提供といえるもので、県政に関係しないものではなく、上記県政報告紙は基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号343～348（甲Aケ65～72）

上記番号は、職員の給与とされるものであり、その2分の1の額を人件費として政務調査費から支出したものである。

原告は、上記支出につき、領収書等が提出されていないことを問題視

するが、同議員が作成した支払証明書（甲Aケ65～70）のほか、給与の支給を受けたとされる職員3名の押印がされた平成22年度分給与受領簿（甲Aケ71, 72）も提出されていることからすれば、上記給与の支払がされたものと認められる。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

ク 渡辺吉幸議員（相手方番号8）の支出について

(ア) 通し番号351～354

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号363（甲Aウ39）

上記番号は、会議室使用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aく9）によれば、上記は、県政報告会の会場使用料であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当に高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号364（甲Aオ16）

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aく10）によれば、上記新聞は尊皇維新と題する月刊新聞（政治結社大日本神國社発行）であるが、その掲載内容等は不明であり、政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

(エ) 通し番号365（甲Aオ17）

上記番号は、県民ガイドの購読料であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

上記情報誌は、県の政治・経済に関する情報を提供するものであり、政務調査活動と関連するものといえる。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(オ) 通し番号366（甲Aカ185）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

10 証拠（乙Aく11）によれば、上記県政報告紙（わたなべ便りNO.7）4頁のうち1頁目の中には同議員の写真、意見（「つぶやき」）が掲載されているが、その余の部分には県の一般会計予算等の事項が掲載され、2頁目は県議会での質問に関する事項、3頁目は県政活動の報告、4頁目は人口、地方議会議員の定数、選挙区に関する事項や県議会の傍聴の案内が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

15 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(カ) 通し番号367～369（甲Aカ186～188）

20 上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aく12）によれば、上記県政報告紙（わたなべ便りNO.8）4頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文、意見（「つぶやき」）等が掲載されているものの、2頁目は県議会での質問に関する事項、3頁目は県政活動の報告、4頁目は県及び国の出生数、暴力団に関する条例等の県政に関する事項や県議会の傍聴の案内が掲載されているもので

あり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（キ）通し番号370（甲Aカ189）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aく14）によれば、上記県政報告紙（わたなべ便りNO.9）4頁のうち1頁目は同議員の写真、事務所開きの挨拶が掲載され、3頁目の中には事務所開きの写真等も掲載されているが、県政活動の報告も掲載されており、2頁目は県議会での質問に関する事項、4頁目は主として岡山県の人口に関する情報等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（ク）通し番号371（甲Aキ129）

上記番号は、議員事務所の賃料であり（乙Aく15），その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動も行われるものである。

被告は、上記事務所では政務調査活動のみを行っていると主張するが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

（ケ）通し番号372～376（甲Aキ130～134）

上記番号は、議員事務所の電気代であり、その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動も行われるものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

5 (コ) 通し番号 377, 378, 381 (甲Aク110, 111, 113)

上記番号は、事務用品（書類整理庫、ペーパーカッター、折りたたみいす等）の購入費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することができるものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 (サ) 通し番号 383 (甲Aク114)

上記番号は、議員事務所の電話代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所の電話は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することができるものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

15 (シ) 通し番号 385 (甲Aク116)

上記番号は、コピー機のカウント料金であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所で使用するコピー機は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することができるものである。

被告は、上記は報告会資料、委員会資料の印刷のための費用であり、

政務調査の活動のみに係るものであると主張するが、それを認めるに足  
りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対  
象となるというべきである。

5 (ス) 通し番号384（甲Aク115）

上記番号は、コピー機のカウント料金であり、その2分の1の額を事  
務費として政務調査費から支出したものである（なお、別紙④「各議員  
の支出に係る主張対照表」では全額を政務調査費として支出したものと  
記載されているが、誤っている。）。

10 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない  
ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(セ) 通し番号386～389（甲Aク117～120）

上記番号は、コピー機のリース料金であり、その全額を事務費として  
政務調査費から支出したものである。

15 前記のとおり、一般的にみて、議員事務所で使用するコピー機は、政  
務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るもので  
ある。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対  
象となるというべきである。

20 ケ 岡本泰介議員（相手方番号9）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号414～417

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、そ  
の支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号418, 422（甲Aカ77, 81）

上記番号は、名刺代であり、当初は、その全額が広報費として政務

調査費から支出されたが、その後、その半額が返還されたものである  
(前提事実(4)ウ)。

一般的にみて、名刺は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも  
使用することができるものであり、上記名刺（乙Aけ1）もいずれ  
5 にも用い得るものである。

したがって、上記返還分を除いた支出は、政務調査活動との間に合  
理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはい  
えない。

c 通し番号419, 420, 427, 430（甲Aカ78, 79, ク  
10 18, 21）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報  
費、事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aけ2）によれば、上記県政報告紙（県議会報告第4号）  
3頁は、全体として県議会に関する事項、医療福祉、教育等の県政に  
15 関する事項、県政活動の報告が掲載されているものであり、基本的に  
県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない  
いものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号421（甲Aカ80）

上記番号は、ホームページ作成料であり、その全額を広報費として  
20 政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、議員のホームページには、県政の報告を目的として  
いる部分と同議員個人のPRを目的としている部分が相当程度の割合  
で混在していることが多いところ、上記ホームページの内容は明らか  
25 にされていない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の

対象となるというべきである。

e 通し番号423（甲Aカ82）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

5 証拠（乙Aけ3）によれば、上記県政報告紙（県議会報告第5号）2頁のうち2頁目の一部には後援会会长による同議員の紹介が掲載されているものの、その余は県議会に関する事項、県政活動の報告が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

10 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号424（甲Aカ83）

上記番号は、県政報告紙（県議会報告第4号、第5号）の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

15 上記のとおり、各県政報告紙は、基本的に県政に関する報告がされているものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

g 通し番号425、426（甲Aキ35、36）

20 上記番号は、議員事務所の賃料とされるものである。

上記支出については、同議員が作成した支払証明書が提出されているのみで、領収書等は提出されていないが、上記証拠（甲Aキ35、36）によれば、同議員は、新美作観光開発有限会社から議員事務所を賃借していることが認められるところ、その賃料を要するのは通常のことであるし、その賃料額（月10万0104円）も特に不自然なものではなく、当該支出がされたこと自体は十分信用できる。

そして、前記のとおり、一般に、議員事務所は、政務調査活動にもその他の政治活動にも使用されるものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

5 h 通し番号428（甲Aク19）

上記番号は、コピートナーデとされるものであり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

しかし、上記支出については、同議員が作成した支払証明書が提出されているのみで、領収書等の提出はされていない上、上記支出をしたことを窺わせる何らの資料も提出されていない。支出の有無内容自体が明らかではなく、政務調査活動と関連するものとは認められないといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

10 i 通し番号429（甲Aク20）

上記番号は、パソコンの購入費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所で使用するパソコンは、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

被告は、事務所では政務調査活動のみを行っていたと主張するが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

20 j 通し番号431～442（甲Aケ97～108）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aけ10）では、平成21年に起きた大水害により住民からの河川改修等の要望、陳情が多く、パート職員を置いたものであり、全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、それ以上に業務内容等についての説明はなく、政務調査活動に関する業務以外に従事していないことを認めるに足りるものではない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 (イ) 1万円以下の支出について

a 通し番号126, 128~130（乙Aけ4, 5）

上記番号は、美作県民局、岡山県北部森林組合、勝英農業士会との会合の費用であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aけ8, 9）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号131~134（乙Aけ4, 5）

上記番号は、W T C C（世界ツーリングカー選手権）ウェルカムパーティ、みまさか商工会新年会、森林組合木材業界新年会、湯郷ベル激励会の参加費や会費であり（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。），その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲

得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aけ8，9）によても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

10 c 通し番号135～145（乙Aけ6，7，13）

上記番号は、食事代であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記は、美作市市会議員、同議員団、県民から陳情、相談を受けた際等の食事代であるとされているが（乙Aけ8，9），それらの際に食事が必要であったことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

コ 浅野實議員（相手方番号10）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号444～447

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号450～457（甲Aウ16～20）

上記番号は、飲料代、茶菓子代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記証拠によれば、上記飲料代、茶菓子代は、県政報告会の際の飲料代、茶菓子代であると認められ、会合の内容に照らして不必要であ

るとか、不相當に高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

c 通し番号460（甲A才3, 4）

5 上記番号は、県民ガイドの購読料であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、上記情報誌は、県の政治・経済に関する情報を提供するものであり、政務調査活動と関連するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号462, 463, 467～472, 474～478（甲A才1, 2, ク22, 23, 25, 26, 28, 29）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料、封筒代であり、その全額を広報費、事務費として政務調査費から支出したものである。

15 証拠（乙A才1, 2）によれば、同議員の県政報告紙（志政第三号）4頁のうち1頁目の中には同議員の写真、挨拶文が掲載され、4頁目の一部には同議員の抱負が掲載されているものの、その余は基本的に県政に関する情報や県政活動の報告等が掲載されているものであり、県政報告紙（志政第四号）4頁のうち1頁目の中には同議員の写真、挨拶文が掲載され、4頁目の一部には後援会会長の挨拶や地区会長の紹介、事務所開きに関する事項が掲載されているが、その余は基本的に県議会での質問に関する事項や県政活動の報告等が掲載されているものであり、いずれも基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。その他の同議員の県政報告紙（志政第二号）も、上記同様と推認される。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

いものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号473（甲Aク23, 27）

上記番号は、ファックス付き電話機の購入費用であり（乙Aこ4），その10分の7の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

5

一般的にみて、議員事務所で使用する電話機は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記購入費用のうち2分の1で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、その差額は、返還の対象となるというべきである。

f 通し番号482～495（甲Aケ109～118）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aこ12）では、全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、その業務内容等は明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(イ) 1万円以下の支出について（乙Aこ5）

a 通し番号147～165, 167～177（乙Aこ6）

上記番号は、会場使用料、茶菓子代、飲料代、軽食代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aこ7, 8）によれば、上記は、県政報告会の際の会場使用料、茶菓子代、飲料代、軽食代であると認められ、会合の内容に照

10

15

20

25

らして不必要であるとか、不相當に高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 b 通し番号 166 (乙Aこ6)

上記番号は、会場使用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

原告が指摘するとおり、上記支出は、通し番号 164 と同じ内容であり、同議員の陳述書（乙Aこ7, 8）でも重複とされているものである。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

サ 小倉弘行議員（相手方番号 11）の支出について

(ア) 通し番号 496～499

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 500 (甲Aウ21)

上記番号は、会場使用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aさ1, 4）によれば、上記は、県政報告会の会場使用料でもあると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相當に高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号 501 (甲Aカ84)

上記番号は、支払額（7万2450円）のうちの案内文の費用（5万6700円）であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から

支出したものである。

証拠（甲Aカ84、乙Aさ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記案内文は、通し番号500の県政報告会に係るものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (エ) 通し番号502（甲Aカ85）

上記番号は、出欠ハガキ、県政報告紙の作成（印刷）費用であり、出欠ハガキについてはその2分の1の額を、県政報告紙についてはその75%の額を、それぞれ広報費として政務調査費から支出したものである。

10 証拠（甲Aカ85、乙Aさ3、4）によれば、上記出欠ハガキは、通し番号500の県政報告会及びその後の懇親会に係るものであると認められる。

また、証拠（乙Aさ2）によれば、上記県政報告紙（県政リポートv o 1. 10）4頁のうち1頁目は同議員の挨拶文が掲載されているものの、県政に関する事項にも触れられており、2頁目は県の予算收支や県議会での質問に関する事項が掲載され、3頁目は県政活動の報告が掲載され、4頁目は同議員の経歴のほか選挙区図等が掲載されているものの、選挙区図の掲載は県政に関わるものでもあり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

15 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

シ 加藤浩久議員（相手方番号12）の支出について

20 (ア) 通し番号555～558

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

25 (イ) 通し番号559（甲Aウ22）

上記番号は、会場使用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aし1, 15）によれば、上記は、県政報告会の会場使用料であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当地高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（ウ）通し番号560（甲Aウ23）

上記番号は、振込金受取書額（126万5775円）のうち県政報告資料印刷費（53万5500円）について、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記資料は、県政報告会の際の資料であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（エ）通し番号567～570（甲Aカ92～95）

上記番号は、文書の送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記送料は、通し番号559の県政報告会の資料を送付した費用であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（オ）通し番号583, 584（甲Aク38, 39）

上記番号は、封筒代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記封筒は、県政報告会の案内

・資料を送付するためのものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (カ) 通し番号 562～566（甲Aカ87～91）

上記番号は、ホームページの保守料等であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

平成22年度当時の同議員のホームページの内容は明らかではないところ、証拠（甲Aカ191）によれば、令和元年時点の同議員のホームページには、トップページのほか、「基本政策」、「活動報告」、「プロフィール」、「後援会」等の項目が設けられている。「活動報告」等の項目では県政活動の報告や県議会に関する報告がされていることが窺われるものの、トップページでは、同議員の名前や写真が掲載され、「基本政策」の項目では同議員の政治理念、「プロフィール」の項目では同議員の経歴等、「後援会」の項目では入会者の募集等が掲載されており、議員個人のPRを目的としている部分が相当程度の割合で混在しているものであり、平成22年度当時も同様であったと考えられる。したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるべきである。

10 (キ) 通し番号 571～582（甲Aキ37～48）

上記番号は、議員事務所の賃料であり、その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

証拠（甲Aキ37～48、乙Aレ2、3、6～8）及び弁論の全趣旨によれば、当該事務所の賃貸借契約は、同議員が代表取締役を務める株式会社加藤商店が所有する建物の一部を、同議員に賃料月額7万円で貸貸し、同議員が個人事務所として使用するものと認められる。

そうすると、当該事務所賃料に係る賃貸借契約の実態は、同議員が、

自身が経営する会社が所有する建物の一部を賃借するという、同議員による自己契約と同視すべきものといわざるを得ず、政務調査費から支出することは許されないというべきである。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

5

(ク) 通し番号 586～597 (甲Aク42～65)

上記番号は、議員事務所の電話代であり、その3分の1の額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所の電話は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

10

そして、証拠（甲Aク42～65、乙Aレ11～14）及び弁論の全趣旨によれば、株式会社加藤商店が同会社、同議員自宅及び上記議員事務所の電話を一括して契約し、契約会社にその支払をしているもので、同議員は上記3回線のうち上記事務所で使用する1回線について、その費用の3分の1の額を政務調査費から支出したものと認められる。

15

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ケ) 通し番号 598～609 (甲Aケ119～130)

上記番号は、職員の給与として、全人件費（32万円）の4分の1の額を政務調査費から支出したとするものである。

20

証拠（甲Aケ119～130、乙Aレ9、10）によれば、株式会社加藤商店の従業員2名（給与合計月32万円）に、同議員事務所の業務にも従事してもらっていたため、同事務所の職員の給与分として、その4分の1である月8万円を上記会社に支払って負担していたものと推認できる。そして、議員事務所の職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられることは、前記のとおりである。

25



したがって、上記支出は、さらに2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

ス 遠藤康洋議員（相手方番号13）の支出について

(ア) 通し番号611～614

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号615（甲Aカ96）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aす1, 2）によれば、上記県政報告紙（県議会報告）2頁は全体として専ら県議会での質問に関する事項、県の予算等の県政に関する情報が掲載されているものであり、県政の報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号617～619（甲Aク66～68）

上記番号は、事務用品（コピー用紙、プリンターインク等）の購入費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

被告は、政務調査活動以外の政治活動で必要なものは別途支払っていると主張するが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(エ) 通し番号621（甲Aク69, 70）

上記番号は、議員事務所での通信費・インターネットサーバー代であ

り、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、インターネットは汎用性が高く、政務調査活動にも、  
その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

被告は、主に政務調査活動に用いていたと主張するが、それを認める  
5 に足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対  
象となるというべきである。

(オ) 通し番号 623～646 (甲Aケ131～147)

上記番号は、職員の給与（合計271万円）であり、その全額を人件  
10 費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調  
査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aす3）では、後援会従事分は後援会より支出し  
ており、政務調査従事分と明確に分けて支出しているとするが、同後援  
15 会の収支報告書（乙Aす4）では人件費として42万円が計上されてい  
るにすぎない上、当該金額が誰に支払われたものかも明らかではないし、  
そもそも、政務調査活動以外の政治活動は後援会活動に限られるもので  
はない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対  
象となるというべきである。

セ 蜂谷弘美議員（相手方番号14）の支出について

(ア) 通し番号 647～650

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その  
支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 656, 658, 659 (甲Aオ5～7)

上記番号は、書籍12冊、11冊、8冊の購入費用であり、その全額

を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

原告は、上記書籍のうち「ほほえみの四季日本の名景ベスト50」1冊（1680円）、「日本の伝統文化・芸能事典」（2940円）、「日本の伝統文化」（1575円）、「世界遺産珠玉の80選」（2100円）、「世界遺産年報No. 16（2011）」（1260円）、「世界遺産ふしぎ探検大図鑑」（4400円）、「世界遺産なるほど地図帳」（1680円）の購入費用を政務調査費から支出することが許されないと主張する。

確かに、上記書籍は、その題名からして、自己の趣味嗜好のためのものである疑いがないではない。しかし、弁論の全趣旨によれば、同議員は、地域の自然・風景に関する活動や、伝統文化芸能の承継に関する活動、閑谷学校の世界遺産登録を目指す取組等を行っており、これらを県議会においても訴えていることが認められる。上記書籍は、地域の自然・風景や伝統文化芸能、遺産に関する県政活動（県議会活動）と関連性がないものとはいえない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

ソ 神宝謙一議員（相手方番号15）の支出について

(ア) 通し番号699～702

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号703（甲Aイ3）

上記番号は、同議員ら4名の議員が平成22年5月24日から同月26日までの旅程で福岡県、長崎県を訪問した際の同議員の旅費であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aそ1、11）によれば、同議員らは、調査事項を有限会社

5

10

15

20

25

フロンティアアグリカルチャーながさきの概要として農業生産を行う同社を、調査事項を福岡県議会予算特別委員会の運営状況、議会改革等への取組みとして福岡県議会を、以下の旅程で訪問したものである。すなわち、同月24日、午後1時57分に岡山駅を出発し新幹線等を利用して午後6時8分に佐世保駅に到着し、同日佐世保市内に宿泊した。同月25日午前9時に宿舎を出発し、午前9時30分に上記フロンティアアグリカルチャーながさきを訪問し、午後0時10分まで概要説明を受けたほか農園視察を行い、午後1時8分に佐世保駅を出発し、午後3時10分頃に福岡県議会に到着し、午後3時40分から午後4時10分まで同議長と懇談し、その後、同議会関係者とも懇談・意見交換をし、同日博多市内に宿泊した。同月26日、宿舎を出発し、新幹線を利用して午後2時13分に岡山駅に到着した。

上記の行程・内容からすれば、上記訪問は農業施設や他の県議会の視察を目的としたものであり、県政活動に関するものと認められる。一定の移動時間や休憩時間等が必要であることに鑑みれば、同月24日、25日の宿泊等が不要であったということはできない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

#### (ウ) 通し番号704（甲Aウ24）

上記番号は、会議室の利用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記は、住民等から意見・要望を聴取し、意見交換するため開いた会議のためのものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

#### (エ) 通し番号705～709（甲Aカ98～102）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aそ2）によれば、上記県政報告紙（県政報告v o 1. 6）8頁のうち1頁目は同議員の写真が大きく掲載され、2頁目、7頁目は同議員の意見が掲載されているものの、3～6頁目は県議会での質問に関する事項が掲載されており、8頁目にも県政に関する情報が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

④ 通し番号710～719（甲Aキ49～58）

上記番号は、議員事務所の賃料であり（乙Aそ3），その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aそ3～10, 13）によれば、当該事務所の賃貸借契約は、シンポー工業株式会社が所有する建物2棟の一部を、同議員が賃料月額8万円で賃借するものであるところ、同会社と同議員の住所が同じであることや、同会社の役員ないし従業員全13名のうち同議員が最も高額（各段に高額）の報酬ないし給与を得ていることが認められることからすれば、同議員自身が同会社を経営しているものと推認される。

そうすると、当該事務所賃料に係る賃貸借契約の実態は、同議員が自身が経営する会社が所有する建物の一部を賃借するという、同議員による自己契約と同視すべきものといわざるを得ず、政務調査費から支出することは許されないというべきである。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

⑤ 通し番号720～730（甲Aケ148～158）

上記番号は、職員の給与として、全人件費（44万円）の4分の1の

額を政務調査費から支出したとするものである。

上記証拠によれば、シンポー工業株式会社の従業員2名（給与合計月44万円）に、同議員事務所の業務にも従事してもらっていたため、同事務所の職員の給与分として、その4分の1である月11万円を上記会社に支払って負担していたものと推認できる。そして、議員事務所の職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられることは、前記のとおりである。

したがって、上記支出は、さらに2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 タ 西岡聖貴議員（相手方番号16）の支出について

(ア) 通し番号731～734

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号735（甲Aア74）

上記番号は、同議員が平成22年10月26日にユーカリが丘ニュータウン（千葉県佐倉市）を訪問した際の旅費（岡山駅から上野駅の乗車券、新幹線特急券の往復料金）であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（甲Aア74、乙Aた1、2）によれば、ユーカリが丘ニュータウンは、あらゆる世代のニーズに対応する住宅を整備し、医療機関や商業施設、子育て支援施設などを充実させた街づくりにより、毎年、総人口が増加している街であり、同議員はそのような街を視察したものであると認められる。上記の内容からすれば、上記訪問は街づくりの視察を目的としたものであり、県政活動に関するものと認められる。

なお、上記支出については、同議員作成の支払証明書が提出されているのみであるが、同議員が上記訪問を行ったことが認められるることは上

記のとおりであり、上記旅費を要したことは容易に推認できる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（ウ）通し番号738（甲A才8）

上記番号は、県民ガイドの購読料であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、上記情報誌は、県の政治・経済に関する情報を提供するものであり、政務調査活動と関連するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（エ）通し番号739，740（甲A才103，104）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、封入作業代、送料であり、その5分の4の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aた3）によれば、上記県政報告紙（県政リポート第14号）2頁のうち1頁目的一部分には同議員の挨拶文等が掲載され、2頁目的一部分には同議員のプロフィール等が掲載されているものの、その余は県議会での質問に関する事項、県政活動の報告等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

（オ）通し番号741，742（甲A才105，106）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、封入作業代、送料であり、その5分の4の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aた4）によれば、上記県政報告紙（県政リポート第15号）

4頁のうち1頁目には同議員の挨拶文等が掲載されているものの、その余は主として県議会での質問に関する事項、県政活動の報告等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

チ 波多洋治議員（相手方番号17）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号767～770

10 上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号771, 772（甲Aエ2, 3）

上記番号は、文書の作成費用であり、その全額を資料作成費として政務調査費から支出したものである。

15 証拠（甲Aエ2, 3, 乙Aち1, 15）によれば、上記資料には、県政報告に関する資料（県議会での質問に関する書面）のほか、自民党広報資料、プログ集、その他の政治活動に係る関係資料等も含まれているとされていることが認められ、上記支出には、政務調査活動に係る部分とその他の政治活動に係る部分が相当程度の割合で混在しているものと認められる。

20 したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号773～775（甲Aカ107～109）

上記番号は、ホームページ管理料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

25 証拠（乙Aち2）によれば、同議員の平成24年5月時点のホーム

ページには、トップページのほか、「ごあいさつ」、「基本政策」、「活動報告」、「プロフィール」、「はたようじ日記」等の項目が設けられている。「はたようじ日記」には県政報告会の案内等が掲載され、「活動報告」には県政活動に関する掲載がされており、これらの部分は、県政の報告を目的としているものと認められる。他方、「ごあいさつ」には同議員の写真、挨拶文が掲載され、「プロフィール」には同議員の経歴等が掲載されており、これらの部分は、同議員個人のPRを目的としているものと認められる。同ホームページは、県政の報告を目的としている部分と同議員個人のPRを目的としている部分が相当程度の割合で混在しているものと認められる。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

d 通し番号 776 (甲Aカ110)

上記番号は、資料の送付費用であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aち3, 15）によれば、上記資料は、同議員の後援会会員の相互親睦及び同議員の県政報告会も兼ねる会合の資料であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号 777 (甲Aカ111)

上記番号は、資料の送付費用であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aち4, 15）によれば、上記資料は、同議員の県議会での一般質問に係る案内・資料であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

いものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号 778 (甲Aカ112)

上記番号は、往復ハガキ代であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

5 証拠（乙Aち5, 15）によれば、上記ハガキは、同議員の県政報告会及び懇親忘年会に係る往復ハガキであると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

g 通し番号 779, 780 (甲Aカ113, 114)

上記番号は、資料の送付費用であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aち6, 15）によれば、上記資料は、同議員の県議会での一般質問に係る資料であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

h 通し番号 781, 782 (甲Aカ115, 116)

上記番号は、資料の送付費用であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aち7, 8）によれば、上記資料（「明日の日本のために」平成22年11月号前記・後期）は、歴史問題、領土問題、米軍基地移設問題、外交問題等に関する事項などが掲載されているものである。これらは、基本的に国会で議論される国政問題に関する政治活動というべきものであり、県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではない。

25 したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。  
(イ) 1万円以下の支出について

a 通し番号 179～183, 185, 186, 188～190 (乙A  
ち9～11)

上記番号は、日本の歴史文化研究会、岡山県防衛協会、備前県民局、  
日本地域経済活性化機構日本酒会議、岡山県武道団体連合会、日本政  
策研究センター、池田動物園をおうえんする会の会費、会合費であり、  
その全額ないし按分した額を研修費として政務調査費から支出したも  
のである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等 (乙A  
ち12, 14) からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 184, 187 (乙Aち9, 10)

上記番号は、岡山県隊友会、映画「大地の詩～留岡幸助物語～」の  
制作上映の成功を願う会の会費、会合費であり、その全額を研修費と  
して政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書 (乙Aち12, 14) によても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

ツ 久徳大輔議員（相手方番号18）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号804～807

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号808（甲Aア83, 84）

上記番号は、講演会（東京都杉並区）への参加の際の旅費であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aつ1, 17）によれば、上記講演会（東京工業大学教授のものづくりに関する講演会（議員交流会））は、平成22年10月27日、28日に開催されたもので、上記支出はその往復旅費であり、上記講演会の内容からすれば、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

c 通し番号809～811, 814（甲Aカ117～119, ク71）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、新聞折り込み代、送料であり、その全額を広報費、事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aつ2）によれば、上記県政報告紙（久徳だいすけメール）4頁のうち1頁目は同議員の挨拶文等が掲載されているものの、挨拶文において県政に関する報告もされているし、2～4頁目は県の予算に関する事項、県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号812（甲Aカ120）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aつ3）によれば、上記県政報告紙（久徳だいすけメール）4頁のうち1頁目には同議員の写真、モットー、挨拶文が掲載されているものの、挨拶文においては県政に関する報告もされているし、2～4頁目は県の政策に関する情報、県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号813（甲Aカ121）

上記番号は、文書の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aつ4、18）によれば、上記文書は、県政報告会に関する案内文書であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号815（甲Aク72）

上記番号は、プリンターの購入費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、議員事務所で使用するプリンターは、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

被告は、同議員は他に1台のプリンターを保有しており、上記プリンターは政務調査活動に使用するために購入したものと主張するが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の

対象となるというべきである。

g 通し番号 816, 817 (甲Aク73, 74)

上記番号は、往復ハガキ、通常ハガキの費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

5 証拠（乙Aつ4～6, 19）によれば、上記各ハガキは、県政報告会の案内、出欠に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

h 通し番号 818 (甲Aク75)

10 上記番号は、拡声器の購入費用であり、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、拡声器は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

15 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 1万円以下の支出について (乙Aつ7)

a 通し番号 1708, 1710, 1718, 1746 (乙Aつ8)

上記番号は、ファジアーノ岡山の試合の入場券料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

20 上記は、岡山県に關係のあるチームの試合であることを踏まえても、娯楽性の高いものであり、試合を観戦して状況を把握した（乙Aつ16）というだけでは、政務調査活動として必要なものであったと認めることはできない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

25 b 通し番号 1713, 1773, 1781, 1794, 1941～1945, 1948～1951, 1953, 1957～1966, 19

70, 1972～1974, 1976, 1977, 1980, 1981, 1983, 1985～1988, 1990～1992, 1995, 1996, 2007, 2008, 2010, 2011, 2013, 2023, (乙Aつ8, 9, 11)

5 上記番号は、食事代（飲食代）であり、その全額ないし按分した額を調査研究費、研修費、会議費として政務調査費から支出したものである。

10 同議員の陳述書（乙Aつ15, 16, 20, 21）では、上記は、県政報告紙を配布する時、市議会議員との懇談時、打合時、県政報告時等の際の食事代であるとするが、食事は生理的欲求を満たす活動であって、政務調査活動の有無とは関係なく生ずるものであるし、上記の懇談等を昼食時や夕食時以外に行うことが困難であったとも認められない。

15 したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号1721, 1722, 1732～1734, 1744, 1805, 1947, 1952, 1954～1956, 1967, 1971 (乙Aつ8, 9, 11) 上記番号は、茶菓子代、酒代であり、その全額を調査研究費、研修費、会議費として政務調査費から支出したものである。

20 同議員の陳述書（乙Aつ15, 16, 20, 21）では、上記は、政務調査活動用等として他所に持参する手土産であるとされているが、上記を持参する必要性（茶菓子等の持参先やその際に行った活動内容等）は明らかでなく、政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

25 したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

d 通し番号1738, 1739, 1745, 1984 (乙Aつ8, 1

1) 上記番号は、職員の給与（日当等の合計額）であり、その2分の1の額を調査研究費、会議費として政務調査費から支出したものである。

原告は、上記費用は選挙事務のためであると主張するが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号 1747, 1753, 1783~1792 (乙Aつ8)

上記番号は、吉備ケーブルテレビの視聴料であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

原告は、支払証明書が提出されているのみで領収書等が提出されていないことを問題視するが、同議員事務所が日々ないし月々の支出をその都度記載して作成した出納簿（乙Aつ7）が提出されており、上記支出したこと自体は信用できる。

そして、一般的にみて、ケーブルテレビは、地域や県政に関する番組と県政等とは関係のない番組とが混在しているものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号 1799, 1851, 1853, 1857, 1875, 1878, 1902, 1906, 1911, 1916, 1917, 1919, 1920, 1922, 1925, 1927~1940 (乙Aつ9, 10)

上記番号は、ガソリン代等の費用であり、その2分の1の額を研修費として政務調査費から支出したものである（なお、通し番号 1927~1940 の支出についてはプリペイドカード（乙Aつ10・6, 20頁）に記載されている。）。

原告は、上記ガソリン代は大量給油ないし同日給油であることから、原告が是認した1台分以外の別車両に対する給油であると主張する。

同議員の陳述書（乙Aつ15, 16, 23, 24）では、同議員が普通車1台、軽四自動車2台を所有しており、主に普通車は高梁市内外で使用し、軽四自動車は高梁市内の移動に利用している、高梁市は広大でかつ狭小な道が多いため、複数車を使い分けざるを得ないと詳細な説明がされている。同説明により、普通車1台及び軽四自動車1台の利用については合理的な説明がされているといえるが、軽四自動車をもう1台利用する必要性があるとまでは認めがたい。

したがって、上記支出（全3台のうち原告が是認する1台分を除く2台分のガソリン代の2分の1と考えられる。）は、さらに2分の1に按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

g 通し番号1859（乙Aつ10）

上記番号は、ガソリンのプリペイドカードの費用であり、その2分の1の額を研修費として政務調査費から支出したものである。

上記プリペイドカードは、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

h 通し番号1860, 1866, 1867, 1871, 1873, 1885, 1888～1891, 1900（乙Aつ10）

上記番号は、議員公宿舎、ホテルの宿泊費用、高速料金であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aつ15, 16）によれば、上記は、県議会に関する懇談会、企業経営者との懇談会、議員同士の勉強会、国會議員との懇談会、議員交流会等に伴う宿泊費用や備中地域の交流会参加のため高速料金

であり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

i 通し番号 1892, 1905, 1908 (乙Aつ10)

上記番号は、駐車場の利用料金であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aつ15, 16）では、上記は、政務調査のための使用であったとされているが、それ以上の説明はなく、政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、原告が返還を求める2分の1で按分した限度で返還の対象となるというべきである。

j 通し番号 1978 (乙Aつ11)

上記番号は、茶菓子代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aつ15, 16）によれば、上記は、県政報告会の際の茶菓子代であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当地高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

k 通し番号 1979, 1989, 2024~2039, 2041~2054 (乙Aつ11, 12)

上記番号は、事務用品（インク、用紙、写真、封筒、切手等）の費用であり、その全額を会議費、広報費として政務調査費から支出したものである。

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

1 通し番号1982（乙Aつ11）

上記番号は、後援会事務所の賃料（20万円）であり、そのうち7万6587円を会議費として政務調査費から支出したものである。

マニュアル（乙1・3頁）でも後援会事務所の設置、維持経費は政務調査費の充当が不適当な例とされているものであり、上記支出が政務調査活動に資するものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

10 m 通し番号2040（乙Aつ12）

上記番号は、折込代であり その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aつ15, 16）及び弁論の全趣旨によれば、上記は、県政報告紙（久徳だいすけメール、乙Aつ3）の折込代であると認められるところ、上記のとおり、同県政報告紙は基本的に県政に関する報告をするものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 n 通し番号2055～2064（乙Aつ12）

上記番号は、インターネット使用料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記について、支払証明書が提出されているのみで領収書等が提出されていないが、同議員事務所作成の出納簿（乙Aつ7）が提出されており、上記支出したこと自体は十分信用できる。

そして、一般的にみて、インターネットは汎用性が高く、政務調査活動にも、それ以外の活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

- 通し番号 1707, 1750, 1751, 1754, 1758, 1760, 1776, 1793, 1795, 1796, 1803, 1814, 1818, 1819, 1825, 1842, 1994, 1999, 2016 (乙Aつ8, 9, 11)

上記番号は、日本赤十字社岡山県支部、高梁市青年経済協議会、備中町緑農会、備北商工会、羽成町観光協会、高梁市観光協会、国際姉妹都市提携20周年記念式典、備中地域交流会、高梁市文化協会、川上町認定農業者協議会、県議会事務局、高梁市消防団との会合等の費用や参加費、期間会費であり、その全額を調査研究費、研修費、会議費として政務調査費から支出したものである。

上記の中には、支払証明書が提出されているのみで領収書等が提出されていないものもあるが、同議員事務所作成の出納簿（乙Aつ7）に記載されており、上記支出したこと自体は十分信用できる。

そして、上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aつ15, 16）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

- 通し番号 1717, 1731, 1748, 1749, 1752, 1755～1757, 1759, 1761～1772, 1774, 1775, 1777, 1778, 1780, 1782, 1800, 1802, 1806, 1807, 1809～1813, 1815～1817, 1820～1824, 1826～1841, 1843～1847, 1946, 1968, 1969, 1993, 1997, 1999

8, 2000～2006, 2009, 2012, 2014, 2015, 2019～2022（乙Aつ8, 9, 11。なお、通し番号1761以下の一覧表の「乙Aい3」は「乙Aつ8」の誤記と思われる。）

上記番号は、祝賀会や新年会等（県議会議長就任を祝う会、叙勲祝賀会、女子駅伝3冠達成を祝う会、50周年記念祝賀会、三木記念賞受賞祝賀会、高梁商工会議所新年会、加藤勝信新春の集い、備北商工会新年会、逢沢一郎事務所年始会），地域の祭り（桜まつり、ホタル祭り、絵ぶた祭り、節分祭、どんど祭、納涼祭），地域のイベント・行事（コンサート、ゲートボール大会、ハヤブサ鑑賞会、運動会、月見の宴、茶会、敬老会、食を味わう集い、ふれあい広場、グランドゴルフ大会、ふれあいの集い、大地の詩制作協力、戦没者追悼式、マス釣り大会、ゴルフ大会、野球大会、神楽、開学20周年記念行事、文化展、芸能会、新春の集い、夢の郷づくり推進大会、講演会、健康増進交流事業、スポーツ交流会、将棋大会）等の参加費、入場料や懇親会費、地域の私的団体や住民等（長寿クラブ、住民有志、八幡神社、有志の会、老人クラブ、叙勲祝賀会、ライオンズクラブ、町内会、神楽部、踊保存会、地区住民、踊音頭保存会、フレンド会、長寿会）との会合等の費用や会費であり（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。），その全額を調査研究費、研修費、会議費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、先輩後輩等を含む知人や地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、その際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞くこともあったとしても、それは副

次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aつ15, 16）によても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

5

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

q 通し番号2017, 2018（乙Aつ11）

上記番号は、高梁市消防団本部分団との会合の費用であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

10

通し番号2016は、高梁市消防団本部との飲食を伴う会合の費用であるところ、同2017, 2018は、同日に同分団と行った飲食を伴う会合の費用である。政務調査活動として後者の会合も必要であったとは考え難い。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

15

r 通し番号1797, 1808（乙Aつ8, 9）

上記番号は、実践倫理宏正会の同議員及び家族の会費であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

20

同会への入会は、同議員の自己研鑽を目的とするものであり（乙Aつ15, 16），主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

s 通し番号1779（乙Aつ8）

上記番号は、通し番号1773と重複するものである。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

25

t 通し番号2065～2074（乙Aつ12）

上記番号は、県政報告紙の配布作業費用とされるものであり、その

全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

同議員は、同議員の県政報告紙の大多数を、同議員後援会を通して依頼した各地域の個人に、各地域の各戸に配布してもらっているため、その作業費分の負担として、同後援会宛てに上記支出をしたことが認められる（乙Aつ15, 16。なお、（1万円超の支出）の通し番号811によれば、同紙の郵送配布はわずかである。）。

県政報告紙は、郵送配布も可能なのに各戸配布を行っていること、その配布作業を行う個人に後援会を通して依頼していること、上記支出先が後援会であることなどからすれば、上記支出には県政報告紙配布作業の費用のみならず後援会活動の費用も含まれていると考えるのが自然である。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

u 通し番号1709, 1711, 1712, 1714～1716, 1719, 1720, 1723～1730, 1735～1737, 1740～1743, 1975（乙Aつ8, 11）

上記番号は、茶菓子代であり、その全額を調査研究費、会議費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aつ15, 16, 20, 21）では、上記は、県政報告紙を配布する個人の手土産として購入したものとされているが、そのような手土産が必要であるとは考え難い。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

v その他

証拠（甲A6）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、政務調査費から1万円以下の支出として合計207万3311円を支出したこと認められる（原告は、1万円以下の支出として合計208万355

1円（うち広報誌送料等は32万1187円）を支出したと主張するが、証拠等（乙Aつ13、（1万円超の支出）の通し番号810, 811, 814）によれば、広報誌送料等のうち1万円以下の支出は31万0947円であることが認められる。）ところ、原告は、同議員の支出に係る主張対照表（1万円以下の支出）に記載された177万9414円を除く分（29万3897円）につき領収書等の提出がないと主張して、その返還も求めている。

証拠（乙Aつ7, 10, 13, 14）によれば、上記177万9414円のほか2万7130円分の領収書ないし支払証明書が提出されていることが認められるが、被告ないし同議員からその余の支出（26万6767円）についての説明や領収書等の提出はなく、少なくとも当該支出と政務調査活動との関係は不明であるといわざるを得ない。したがって、当該支出（26万6767円）についても、返還の対象となるというべきである。

15 テ 高橋戒隆議員（相手方番号19）の支出について

(ア) 通し番号819～822

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号823（甲Aア89）

上記番号は、ガソリン代であり、その4分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aて1～4, 29）によれば、同議員は有限会社中央クリーンとの間で車両3台の使用に関する契約を締結しているところ、上記支出は当該車両3台の平成22年度のガソリン代であり、同議員は当該3台のうち空いている車両を、政務調査活動をはじめとする同議員の政治活動のために使用し、同ガソリン代の4分の1の額を政務調査費から支

出したものと認められる。

原告は、同議員が上記会社の代表取締役を務めていることを問題視しているが、上記ガソリン代が同社から販売業者に支払われていることが認められるのであり（乙Aで3），上記ガソリン代を政務調査費から支出することが許されないととはいえない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (ウ) 通し番号824（甲Aウ25）

上記番号は、プロジェクタ、音響機器借上料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aで6，7，30）によれば、上記機器は、同議員の県政報告会で使用されたものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 15 (エ) 通し番号825（甲Aエ4）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を資料作成費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aで8）によれば、上記県政報告紙（紹N.O. 20）4頁のうち2，3頁目は県政活動の報告が掲載されているものの、1頁目には同議員の写真、挨拶文のみが掲載され、4頁目には同議員が関係するゴルフコンペや懇親会の案内が主として掲載されているものであり、県政活動に係る部分と同議員個人のPRに係る部分が相当程度の割合で混在しているものと認められる。

同議員の陳述書（乙Aで32）では、同資料に係る全体額の3分の1を政務調査費から支出したものであるとするが、全体額を裏付ける証拠は提出されておらず、採用できない。



したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

5 (オ) 通し番号826（甲Aエ5）

上記番号は、コピー等の使用料であり、その6分の1を資料作成費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aで9～11）によれば、同議員は有限会社中央クリーンとの間でコピー機、プリンターの使用に関する契約を締結し、上記支出をしたものと認められる。

原告は、同議員が上記会社の代表取締役を務めていることを問題視しているが、上記使用料が同社からコピー機等のリース業者に支払われていることが認められるのであり（乙Aで11），上記使用料を政務調査費から支出することが許されないと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 15 (カ) 通し番号827（甲Aキ59）

上記番号は、議員事務所の賃料であり、その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

証拠（甲Aキ59、乙Aで12～14、18～21）及び弁論の全趣旨によれば、当該事務所の賃貸借契約は、同議員が代表取締役を務める有限会社中央クリーンが所有する建物の一部を、同議員に賃料年額96万円で賃貸し、同議員が個人事務所として使用するものである。

そうすると、当該事務所賃料に係る賃貸借契約の実態は、同議員が、自身が経営する会社が所有する建物の一部を賃借するという、同議員による自己契約と同視できるものであり、政務調査費から支出することは許されないとるべきである。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

(キ) 通し番号828（甲Aク76）

上記番号は、デジタルビデオカメラの購入費用であり、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、ビデオカメラは、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ク) 通し番号829（甲Aク77）

上記番号は、事務所の電話代であり、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aで16, 17, 34）によれば、同議員は後援会との間で電話、ファックスの使用に関する覚書を締結し、同議員は、事務所で使用する電話代の2分の1の額を政務調査費から支出したものと認められる。

原告は、支払が後援会会長宛てであることを問題視しているが、上記平成22年度の電話代が後援会から電話事業者に支払われていることが認められるのであり（乙Aで17），上記電話代を政務調査費から支出することが許されないとはいえない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ケ) 通し番号830（甲Aケ180）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

原告は、支払が有限会社中央クリーン宛てであることを問題視してい

るが、領収書（甲Aケ180）には「出向職員費用負担金として」と記載されているもので、議員事務所で勤務する職員の給与の負担分であると認められるのであり、政務調査費から支出することが許されないとはいえない。

5 したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

ト 蓮岡靖之議員（相手方番号20）の支出について

(ア) 通し番号831～834

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号835（甲Aオ9）

上記番号は、住宅地図の購入費用であり、その2分の1の額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、地図は地域を把握するのに有効な手段であり、政務調査活動に関係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号837（甲Aカ122）

上記番号は、県政報告資料の作成費用であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aと1, 2）によれば、上記県政報告資料のうち「はすおかやすしゆめつうしんvo1. 19」（乙Aと1）2頁のうち2頁目は主として県政活動の報告がされているものであり、「県政報告」（乙Aと2）2頁は全体として専ら県議会での質問に関する事項を掲載したものであり、基本的に県政に関する報告がされていると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (エ) 通し番号 844～854 (甲Aケ78～88, 乙Aと4)

上記番号は、パソコン関係機器等（サーバー、モニタ、UTM、プリンタ）のリース料であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、上記パソコン関係機器等は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 (オ) 通し番号 855, 856 (甲Aケ89, 90)

上記番号は、事務用品（インク等）の費用であり（乙Aと5, 6），その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

15 同議員の陳述書（乙Aと9）では、上記事務用品は全て政務調査活動に使用したものであるとされているが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

20 (カ) 通し番号 859～874 (甲Aケ181～196)

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

25 同議員の陳述書（乙Aと10）では、上記給与は全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、その業務内容等は明らかにさ

れておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

ナ 池田道孝議員（相手方番号21）の支出について

5 (ア) 通し番号878, 882, 885, 889

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号894～896（甲Aカ141～143）

上記番号は、ハガキ等の費用であり、その全額ないし按分した額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（甲Aカ141, 乙Aに11）によれば、上記は、県政報告会の案内等の費用であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 (ウ) 通し番号897（甲Aカ141, 143）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、県政報告紙は、県政に関する報告を目的とするものであるが、議員個人のPRに係る部分も相当程度の割合で混在していることも多い。上記県政報告紙（県政ニュース）については、その内容は明らかでなく、同議員個人のPR等に係る部分はわずかで、基本的に県政に関する報告がされているものとまでは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

25 (エ) 通し番号900（甲Aク93, 94）

上記番号は、携帯電話の購入費用であり、その4分の1の額を事務費

として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、携帯電話は、政務調査活動にも、その他の活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

## ニ 井元乾一郎議員（相手方番号22）の支出について

### (ア) 1万円超の支出について

#### a 通し番号916～919

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

#### b 通し番号920～936（甲Aカ144～159）

上記番号は、県政報告ハガキに関する費用であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aぬ1）によれば、上記県政報告ハガキには同議員の県政活動の取組みに関する記載等がされているものと認められる。したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

### (イ) 1万円以下の支出について（乙Aぬ2）

#### a 通し番号195, 211, 216, 219, 220, 225, 251, 258, 261, 305, 331, 333, 341（乙Aぬ3～6, 9, 10, 15～20）

上記番号は、茶菓子代、飲料代であり、その全額ないし按分した額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aぬ27, 28）によれば、上記菓子代は、県政報告会、意見交換の会の際の茶菓子代であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相當に高額であるといった事情は認められな

い。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 201 (乙Aぬ3, 4)

上記番号は、駐車場の利用料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aぬ27, 28）では、上記は出県時のもので県政用務に関するとされているが、それ以上の説明はなく、専ら政務調査活動に関するものであったとまでは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号 204 (乙Aぬ3, 4)

上記番号は、駐車場の利用料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aぬ27, 28）によれば、上記は、経済に関する意見交換会に出席する際の費用であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号 213, 328 (乙Aぬ5, 6, 17, 18)

上記番号は、バス代であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aぬ27, 28, 34, 35）によれば、上記は、岡山県産農産物の流通調査のための視察のための旅費であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号 215, 218, 232, 239, 240, 249, 25

2, 289, 301, 321, 346 (乙Aぬ5~10, 13~16,  
19, 20)

上記番号は、ガソリン代であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

5 原告は、上記が同日給油であることから、別車両に対する給油であると主張するが、同議員の陳述書（乙Aぬ27, 28, 34, 35）では、上記は同議員が所有する普通車、軽四自動車の2台への給油であり、2台とも政務調査活動に使用していたもので、長距離移動する際は普通車、道が狭い山間地を移動する際は軽四自動車を使用していた旨や少量ずつ2度入れた旨の説明がされており、その内容に特段不自然不合理な点はなく信用できる。

10 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 f 通し番号 207, 208, 222, 237, 246, 265~267, 282~284, 299, 304, 320, 336, 337, 351, 369 (乙Aぬ5~8, 15, 16, 23, 24)

20 上記番号は、交流会、有志会、意見交換会、対話集会等の会合等の費用であり（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。），その全額ないし按分した額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

25 上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意

見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aぬ27, 28）によっても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

5 したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

g 通し番号227, 228（乙Aぬ5, 6）

上記番号は、高速料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

10 上記証拠によれば、上記は、岡山大学での農業に関する研修会への参加のために利用した高速料金であり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

h 通し番号295, 303, 312（乙Aぬ13～16）

15 上記番号は、林政懇談会、美作県民局管内地域交流会、林業振興懇話会の会費、会合費であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aぬ27, 28）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

20 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

i その他

原告は、上記のほか、同議員が支出した政務調査費のうち2136円分の領収書等の提出がないと主張するが、証拠（乙Aぬ29）によれば、当該領収書等が提出されていることが認められる。

ヌ 伊藤文夫議員（相手方番号23）の支出について

(ア) 通し番号951～954

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号955～958 (甲Aカ160～162)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aね1）によれば、上記県政報告紙（議会活動報告2010夏季号）2頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文が掲載されているものの、挨拶文においては県政活動に関する報告もされており、2頁目は県政活動の報告がされているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号959～962 (甲Aカ163～165)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aね3）によれば、上記県政報告紙（2011春季号）4頁のうち1頁目は風景の写真、同議員の挨拶文が掲載されているものの、2頁目は県政活動の報告がされ、3、4頁目は県議会での質問に関する事項が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

ネ 小田圭一議員（相手方番号24）の支出について

25 (ア) 1万円超の支出について

a 通し番号984～987

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 989 (甲Aウ26)

上記番号は、会場使用料であり、その2分の1の額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記は、県政報告会のための会場使用料であると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (イ) 1万円以下の支出について (乙Aの2)

a 通し番号 390, 392, 394, 395, 397, 399, 402, 407, 408, 412, 416, 420, 421, 424, 427, 428, 431, 435, 438, 439, 441, 443, 444, 446, 449, 453, 457, 460, 463, 465, 467, 470, 475, 478, 484, 487, 709, 710, 712~715, 717, 728 (乙Aの3, 5)

上記番号は、倉敷善意通訳会、サミット21、安全安心議連、政友会、クリリストチャーチ市民交流会、岡山県防衛協会、がん議連、岡山けんかれん、スポーツ議連、世界女性平和連合アイエフ、県議会保健福祉委員会、岡山県自然栽培研修会、備中県民局、岡山県武道団体連合会、岡山県倫理法人会、岡山県柔道整復師会の会費、会合費であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の団体への加入や会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等 (乙Aの7~11) からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

いものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 389, 391, 396, 398, 400, 403~406, 409, 410, 413~415, 417, 419, 422, 423, 425, 429, 430, 432, 436, 437, 440, 445, 447, 450~452, 454, 455, 458, 459, 462, 464, 466, 468, 471~474, 476, 479~483, 485, 486, 488, 711, 718~727, 729 (乙Aの3)

上記番号は、祝賀会や新年会等（井上氏を祝う会、難波氏の偉業を祝う会、岡山県防衛協会倉敷地域合同忘年会、商工会議所会頭就任を祝う会、私学団体新年会、町内会新年会、倉敷青年会議所新年会、空手道部祝勝会）、地域等の私的団体（岡山県戦没者顕彰会、天台ふれあい倶楽部、倉敷市遺族会（護国神社春の大祭）、MOA、素隱居保存会、日本会議、実践倫理会、草木舎、以和為貴会、早稲田岡山稻門会、顕彰会、さわらの会、倉敷ジュニアファイル、早稲田校友会、藤戸史跡保存会、護国神社崇敬会、稻岡会、ママさんバスケットボール連盟納会、倉敷ソフトテニス白友会）の会費や、地域の私的団体や住民等（青春の会、笑わん会、空の会、経営者漁火会、倉敷インスピレーション、倉敷ぼっけえ会、松下ファミリー会、倉敷青年会議所卒業発表会、おかやまレッド会、人間論ゼミ、建山会、倉敷建労青年部、児島稻門会、ふれ愛N i g h t, 徳膳会）との会合等の費用（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。）であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の団体への加入や会合等は、その場面や相手方ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、先輩後輩等を含む知人や地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務

調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞くこともあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aの7～11）によても、各団体（各会）の組織構成や会合等の内容、県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号489, 493, 497, 499, 506, 507, 51  
 0, 513, 515, 518, 520, 523, 525, 526, 52  
 8, 530, 535, 536, 541, 542, 544, 546, 55  
 2, 554, 557, 559, 560, 566, 567, 570, 57  
 1, 586, 588, 597, 598, 607, 611～615, 6  
 19, 620, 625, 628, 631, 632, 635, 637, 6  
 40, 643, 645, 649, 651, 657, 662, 672～  
 675, 677, 684, 689, 699, 700, 704, 707  
 (乙Aの4)

上記番号は、駐車場の利用料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aの7～10）によれば、上記は、倉敷善意通訳会、岡山県看護連盟総会等の会合への参加のため、県政についての意見聴取を行う活動のため、岡山市内の学校を訪問して要望を伺うため、政策広報活動のため、高齢者施設等の視察のため、調査資料の受け取りのため等の駐車場の利用料金であり、いずれも県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号 563, 587, 608, 629, 654, 671, 69

3 (乙Aの4)

上記番号は、県庁の駐車場の月額使用料であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

議員は、日常的に政務調査活動のほか、その他の活動も行っていることからすれば、上記駐車場は、政務調査活動にも、その他の活動にも使用することができるものである。したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

e 通し番号 594 (乙Aの4)

上記番号は、駐車場の利用料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記駐車場の使用目的は明らかでなく、政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

f 通し番号 490, 501 (乙Aの4)

上記番号は、宿泊代であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠(乙Aの7~10)によれば、上記は、東京都の都市公園管理、図書館の運営状況について調査するための宿泊代であり、いずれも県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

g 通し番号 491, 494, 503, 505, 511, 522, 527, 533, 539, 545, 548, 556, 562, 584, 61

8, 633, 641, 647, 655, 667, 679, 692, 70

2 (乙Aの4)

上記番号は、ガソリン代であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

5 原告は、同議員以外の給油であると主張するが、証拠（乙Aの7～10, 20, 21）によれば、同議員が雇用している職員が業務で使用する車両への給油であると認められるのであり、政務調査費から支出すること自体が許されないととはいえない。

10 もっとも、議員は、日常的に政務調査活動以外の政治活動も行っていることからすれば、議員が個別に雇用する職員についても、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。同議員の陳述書（乙Aの7～10, 20, 21）では、同職員が政務調査業務にのみ従事していたとするが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

15 したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

h 通し番号496, 498, 514, 517, 521, 532, 53  
7, 550, 551, 565, 572, 573, 582, 585, 58  
9, 590, 593, 596, 599, 604, 605, 609, 61  
0, 621, 624, 626, 630, 634, 638, 642, 64  
6, 652, 658～660, 665, 669, 678, 680, 6  
82, 686, 688, 691, 694, 695, 697, 698, 7  
01, 705, 706, 742 (乙Aの4, 6)

25 上記番号は、アンケートの送料、印刷代であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aの7～10）によれば、上記は、住民から県政について

の意見・要望を聞くためのアンケートであり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 i 通し番号 575～580（乙Aの4）

上記番号は、県政報告紙の送料であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aの1）によれば、上記県政報告紙（県政ニュース）4頁のうち1頁目は同議員の挨拶文、経歴等が掲載されているものの、2～4頁目は主として県議会での質問に関する事項、県政活動の報告等が掲載されているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 j 通し番号 600～603, 648（乙Aの4）

上記番号は、タクシ一代、新幹線代、高速料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aの7～10）によれば、上記は国民文化祭の調査のため、医療と健康についての講演会参加のため、消防出初式や空手寒稽古等の視察のための費用であり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 k 通し番号 653（乙Aの4）

上記番号は、青年会議所会員名簿の購入費用であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aの7～10）によれば、上記は地域の若手経済人の名簿を入手し、調査資料として活用する目的での購入費用であり、県政活

動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

1 通し番号 730～741, 743～750 (乙Aの6)

5 上記番号は、事務用品（コピー機用品、封筒、文房具等）の費用であり、その全額を資料作成費として政務調査費から支出したものである。

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

10 原告は、上記のうち一部について購入物が不明であるとするが、いずれも購入物（宛名シール、封筒など）の説明がされている（乙Aの7, 8）。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

15 ノ 渡辺英氣議員（相手方番号25）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号 1022～1025

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 1036～1041 (甲ウ27～32)

上記番号は、会議資料の作成費用であり、その2分の1の額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aは11, 12）によれば、上記会議資料（元気、やる気ニュース）2頁は全体として専ら県政活動の報告がされているものであり、県政報告会で使用されたものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められない。

いものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 1万円以下の支出について

- a 通し番号 2396～2403 (乙Aは14, 15)

上記番号は、文書の送料、収入印紙代であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aは25, 26）では、上記収入印紙代は紛れ込んでしまっていたものであるが、上記送料は調査研究に関する費用分であるとされ、送料に関する全ての領収書等（乙Aは27）が提出されている。しかし、上記送付に係る各文書の内容は明らかにされておらず、上記送料の全てが県政活動と関連するものであることを認めることに足りる証拠はない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額（ただし、収入印紙代は全額）の限度で、返還の対象となるというべきである。

- b 通し番号 2404～2407, 2409～2413 (乙Aは14, 15)

上記番号は、高速料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、議員が使用する車は、政務調査活動にも、他の政治活動にも使用することがあり得るものであるところ、上記高速料金の全てが県政活動に関連するものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

- c 通し番号 2414, 2494 (乙Aは14, 15, 18, 19)

上記番号は、地図の購入費用であり、その全額を調査研究費、会議費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、地図は地域を把握するのに有効な手段であり、政務調査活動に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 d 通し番号 2416～2418, 2424～2426, 2428 (乙  
Aは16, 17)

上記番号は、岡山県柔道整復師会、鶴形会、備中県民局、岡山県剣道道場連盟、備中地区交流会との会合等の費用であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

10 上記の中には、支払証明書が提出されているのみで領収書等が提出されていないものもあるが、上記支払証明書（乙Aは17）には同議員の手帳メモが添付されており、上記支出したこと自体は十分信用できる。

15 そして、上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aは25, 26）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 e 通し番号 2419～2423, 2427, 2429～2433 (乙  
Aは16, 17)

上記番号は、倉敷青年会議所卒業生送別会、倉敷理容組合新年互礼会、水島地区柔道連盟総会、連島会、難波氏の祝賀会、三村氏の歓迎会、アイビースクエアOB交流会、児島塾OB交流会、アイビースクエア新年会といった会合等の費用（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。）であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである（ただし、通し番号2431は、

同2428と重複している。)。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、先輩後輩等を含む知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い）。同議員の陳述書（乙Aは25, 26）によっても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

f 通し番号2435, 2438~2493, 2495~2522 (乙Aは18, 19)

上記番号は、事務用品（封筒、コピー用紙、プラスチックカップ等）の購入費用、飲料代、茶菓子代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aは25, 26）によれば、上記は、いずれも同議員の事務所で使用するものであることが認められる。原告は、通し番号2435, 2474~2477につき、領収書の宛名が同議員でないことを問題視するが、同2435につき宛名は便宜上会社を通じて購入したためであることが説明され、同2474~2477についても同議員事務所で使用するものであることが説明されている（乙Aは25, 26）。原告は、一部につき購入物が不明であると主張するが、いずれも購入物（コーヒーカップ等）の説明もされている（乙Aは25,

26)。これらの説明内容に不自然な点はなく、十分信用できる。

そして、一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動等も行われるのであり、上記事務用品、飲料、茶菓子は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

5

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

g 通し番号2436(乙Aは18, 19)

上記番号は、インターネット関連費用であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

10

一般的にみて、インターネットは汎用性が高く、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

15

h 通し番号2437(乙Aは18, 19)

上記番号は、名刺代であり、その2分の1の額を会議費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、名刺は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

20

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

i 通し番号2524～2527(乙Aは20, 21)

上記番号は、コピー機に関する費用であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

25

一般的にみて、議員事務所におけるコピー機は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

j 通し番号2531～2535（乙Aは22, 23）

上記番号は、事務用品（インク、用紙等）の費用であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

5

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10

k その他

証拠（甲A10）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、政務調査費のうち1万円以下の支出として126万8987円を支出したこと認められるところ、原告は、同議員の支出に係る主張対照表（1万円以下の支出）に記載された54万3655円を除く72万5332円につき領収書等の提出がないと主張して、その返還も求めている。

15

証拠（乙Aは21, 32）によれば、上記54万3655円のほか11万7600円の領収書等が提出されていることが認められるが、被告ないし同議員からその余の支出（60万7732円）についての説明や領収書等の提出はなく、少なくとも当該支出と政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

20

したがって、当該支出（60万7732円）についても、返還の対象となるというべきである。

ハ 内山登議員（相手方番号26）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

25

a 通し番号1060～1063

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、そ

の支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 1065 (甲Aウ33)

上記番号は、報告会資料の印刷費用であり、その2分の1の額を会議費として政務調査費から支出したものである。

5 証拠 (乙Aひ1, 2)によれば、上記報告会は、同議員の岡山県議会副議長就任報告会も兼ねているものであり、県政活動に関する面もあると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 c 通し番号 1069～1080 (甲Aケ197～208)

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

15 同議員の陳述書 (乙Aひ12) では、上記は、後援会活動と政務調査活動との50%で按分した額を支出したものであるとされ、領収書等整理票 (甲Aケ197～208) にも後援会から別途5万円、10万円、15万円の支払ありと記載されているが、それを裏付ける領収書等は提出されておらず、当該按分支出を認めるに足りる証拠はない。

20 したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(イ) 1万円以下の支出について (乙Aひ3)

a 通し番号 752～754, 762, 766～772, 775～780, 783, 789, 792, 793, 803, 806, 812, 813, 815～819, 823, 827, 829, 830, 833, 835, 836, 839, 845, 846, 849, 853, 859, 86

### 3 (乙Aひ4)

上記番号は、事務用品（画鉛、安全ピン、ファックスストナー、パソコン用品等）の費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

5 上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 b 通し番号 755～761, 763～765, 773, 774, 79  
5～802, 804, 805, 824～826, 828, 831, 8  
32, 834, 837, 838, 840～843, 847, 848, 8  
50～852, 854～858, 860～862, 864, 866～  
879 (乙Aひ4)

15 上記番号は、文書の送料であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aひ6, 7）によれば、上記は、県政報告会の案内文書等の送付費用であり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 c 通し番号 781, 782, 784～788, 790, 791 (乙A  
ひ4)

上記番号は、県政報告紙の送料であり（乙Aひ6, 7），その全額ないし按分した額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aひ15）によれば、上記県政報告紙（清山会レポートV  
o 1. 21）4頁のうち1頁目は同議員の写真、副議長就任の挨拶文、  
2頁目は同議員の政治姿勢、3頁目は選挙情勢と国民文化祭に関する

情報、4項目は同議員のホームページの紹介等が掲載されているものであり、同議員個人のPRに係る部分も相当程度混在していると認められる。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

5 d 通し番号807～811, 814, 820, 821（乙Aひ4）

上記番号は、県政報告紙の送料であり（乙Aひ6, 7），その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aひ9）によれば、上記県政報告紙（第20号）4頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文、2頁目は政策の情報提供ないし同議員の政治理念、3頁目は県のプロジェクトの情報、4頁目は同議員の経歴等が掲載されているものであり、同議員個人のPRに係る部分も相当程度混在していると認められる。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 e 通し番号844, 865（乙Aひ4）

上記番号は、文書の送料、収入印紙代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aひ6, 7）によれば、上記送料については、県政報告会の案内文書等の送付費用であり、県政活動に関するものと認められるが、上記収入印紙については、必要性が明らかでなく政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記送料にかかる支出は、政務調査活動との間に合理的な関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえないが、上記収入印紙にかかる支出は、返還の対象となるというべきである。



f 通し番号 883, 884, 886, 887, 889~892, 89  
7, 900, 904, 905 (乙Aひ5)

上記番号は、岡山県経済団体連絡協議会、岡山県武道振興会、初瀬会、備前県民局、記者クラブ、和気町国際交流会、備前商工会議所、  
5 合同期成会、県議会土木委員会、伊部地区交流会との会合等の費用や会費であり、その全額ないし一部を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等 (乙A  
10 ひ6, 7, 13, 14) からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

g 通し番号 880~882, 885, 888, 893~896, 89  
8, 899, 901~903, 906 (乙Aひ5)

上記番号は、岡山県戦没者顕彰会、師友協会、武道団体記念式典・  
15 パーティー、タンチョウ愛護会、日本会議、県議会議長の就任を祝う会、出版を祝う会、三田会、備前青年会議所、J C和気会、備前 J C  
シニアクラブ、全国消防大会出場報告会、人間論ゼミ、備前旅飲組合との会合等の費用や会費であり（その金額等からして会合のほとんど  
20 は飲食を伴うものと推認される。），その全額ないし一部を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、先輩後輩等を含む知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県  
25

政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aひ6, 7, 13, 14）によても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

#### h その他

原告は、上記のほか、同議員が支出した政務調査費のうち1万1910円分の領収書等の提出がないと主張するが、証拠（乙Aひ10, 11）によれば、当該領収書等が提出されていることが認められる。

#### ヒ 小野泰弘議員（相手方番号27）の支出について（乙Aふ2）

##### (ア) 1万円超の支出について

通し番号1081～1084は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

##### (イ) 1万円以下の支出について

###### a 通し番号908～1058（乙Aふ3）

上記番号は、茶菓子代、飲料代であり、その2分の1（領収書又はレシートの金額のうち、茶菓子代、飲料代分の2分の1）の額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aふ5, 6）によれば、上記は、いずれも同議員の事務所で使用するものあるいは県政報告会で使用するものと認められるところ、前記のとおり、議員事務所での茶菓子、飲料は、その性質上、政務調査活動に使用することも、その他の活動に使用することもあり得るものであるし、県政報告会での茶菓子、飲料も、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当に高額であるといった事情は認められ

ない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 1060, 1063, 1066, 1067, 1070, 1073, 1076, 1079, 1082, 1085, 1086, 1089 (乙Aふ4)

上記番号は、OK会、さつき会の会合等の費用や会費であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aふ5, 6）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

c 通し番号 1059, 1061, 1062, 1064, 1065, 1068, 1069, 1071, 1072, 1074, 1075, 1077, 1078, 1080, 1081, 1083, 1084, 1087, 1088, 1090～1094 (乙Aふ4)

上記番号は、樹の会、ライオンズクラブとの会合等の費用や会費であり（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。），その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意

見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aふ5、6）によても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

5 したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

フ 河本勉議員（相手方番号28）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号1088～1091

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号1092～1098（甲Aク168～174）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、県政報告紙は、県政に関する報告を目的とするものであるが、議員個人のPRに係る部分も相当程度の割合で混在していることが多い。上記県政報告紙については、その内容は明らかでなく、同議員個人のPR等に係る部分はわずかで、基本的に県政に関する報告がされているものとまでは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号1099（甲Aク95）

上記番号は、ファックスに関する費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、議員事務所におけるファックスは、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

被告は、上記支出は、政務調査業務分であると主張するが、それを

認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

d 通し番号1100～1102（甲Aケ209～211）

5 上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

10 同議員の陳述書（乙Aヘ5）では、上記支出は全て政務調査の事務に従事した人件費であるとするが、その業務内容等は明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(イ) 1万円以下の支出について

15 通し番号1096は、吉備中央町新年会の会費であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。（乙Aヘ2）

20 上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、地域の知人や関係団体ないし関係者らとの親睦交流活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aヘ3、4）によつても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められな

25

い。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

へ 岡崎豊議員（相手方番号29）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

5 a 通し番号1103～1106

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号1107（甲Aイ4）

上記番号は、岡山市民文化大学の第21期の受講料であり、その5分の1の額を研修費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aほ1, 15）によれば、上記は文化、環境、芸術、歴史等に関する講演の受講料であり、県政活動に関するものも含まれていると認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

c 通し番号1109（甲Aカ175）

上記番号は、写真集の印刷費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aほ3）によれば、上記写真集には県政活動を報告する写真が掲載されていることが認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号1122～1145（甲Aケ212～235）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務

調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aほ16）では、上記支出は政務調査活動に係る50%按分の支出であるとし、領収書等整理票（甲Aケ212～235）にも按分率が50%であるとする記載があるが、全体額を裏付ける証拠は提出されておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

（イ）1万円以下の支出について（乙Aほ5）

a 通し番号2079～2142（乙Aほ6）

上記番号は、ガソリン代であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

原告は、上記ガソリン代の領収書が他人名義（同議員の家族名義）であることから他人（家族）の使用が窺われると主張する。しかし、同議員は、当時、同議員自身の口座を持っていなかったため、同議員の妻名義のカードを使用して支払を行っていたもので、家族の使用ではないと説明している（乙Aほ10, 11）ところ、特に不自然な点はなく信用できる。

そして、一般的にみて、自動車は、政務調査活動にも、その他の活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

b 通し番号2155（乙Aほ6）

上記番号は、携帯電話2台の利用料金であり、その合計14万0270円のうち13万5798円を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、携帯電話は、政務調査活動にも、それ以外の活動に

も使用することができるものである。そして、同議員は2台目の携帯電話の利用料金は誤って充当してしまったものであるとしており（乙Aほ10, 11），2台目の携帯電話の利用と政務調査活動の関連性は認められない。

5 したがって、上記支出は、1台目の料金のうち2分の1で按分した額及び2台目の料金の限度で、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号2156～2167（乙Aほ6）

上記番号は、NTT通信費用（ファックス関連）であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

10 一般的にみて、通信費用は、政務調査活動にも、それ以外の活動にも使用されることがあり得るものである。

同議員の陳述書（乙Aほ10, 11）では、上記は政務調査活動専用で使用したものとされているが、それを認めるに足りる証拠はない。

15 したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

d 通し番号2168, 2170, 2190, 2193, 2194（乙Aほ7）

上記番号は、政友会、がん対策推進岡山県議会議員連盟、農業水利土木委員会、豊学区開発協議会、合同期成会の会合等の費用や会費であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

20 上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aほ10, 11）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号2171, 2173～2189, 2191, 2192, 2195～2206（乙Aほ7）

上記番号は、さわらの会、岡山友交会、二四会、本部長を囲む会、武道団体記念式典・パーティ、ときめき交流会、町内会新年会、元海外技術研修生懇親会、あべ氏を囲む新春の集い、火曜政経懇親会の会合等の費用や会費であり（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。），その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、先輩後輩等を含む知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aほ10～14）によっても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

f その他

原告は、上記のほか、同議員が支出した政務調査費のうち4万1899円分の領収書等の提出がないと主張するが、証拠（乙Aほ8, 9）によれば、当該領収書等が提出されていることが認められる。

ホ 小田春人議員（相手方番号30）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号1146～1149

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、そ

の支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 1150 (甲Aア155)

上記番号は、同議員ら4名の議員が平成22年5月24日から同月26日までの旅程で福岡県、長崎県を訪問した際の同議員の旅費であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである(乙Aま1, 2)。

前記ソイのとおり、上記訪問は農業施設や他の県議会の視察を目的としたものであり、県政活動に関するものと認められる。一定の移動時間や休憩時間等が必要であることに鑑みれば、同月24日、25日の宿泊等が不要であったということはできない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

c 通し番号 1151 (甲Aウ34)

上記番号は、会場使用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記は、県政報告会、意見交換会の会場使用料であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当地高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号 1152～1163 (甲Aキ80～91)

上記番号は、議員事務所の賃料であり(乙Aま2)，その2分の1の額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

原告は、賃貸人である株式会社小田組が同議員の関連会社であると主張するが、同議員が同会社の代表者(経営者)というわけではなく、上記賃料を政務調査費から支出することが許されないとはいえない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号 1165～1176 (甲Aケ236～247)

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

上記領収書等整理票（甲Aケ236～247）には按分率が50%であると記載されているが、全体額を裏付ける証拠は提出されていない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(イ) 1万円以下の支出について (乙Aま4)

a 通し番号 2209～2212 (乙Aま5)

上記番号は、タクシー代、新幹線代であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aま10, 11）によれば、上記は、地方行政政策研究会への参加のための交通費であり、いずれも県政活動に関するものと認められる。

なお、平成22年10月15日及び同年11月17日の地方行政政策研究会への参加のための新幹線代（合計6万4480円）については、同議員の支出一覧表には記載されておらず、支払証明書が提出されているのみで領収書等が提出されていないが（乙Aま8, 9），同議員事務所作成の会計帳簿に記載されていることが認められ（乙Aま3, 4），上記支出をしたことは十分信用できる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

いものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 2213 (乙Aま5)

上記番号は、タクシ一代とされるものであり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

5 同議員の陳述書（乙Aま10, 11）によっても、同議員が出席したという会合の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

10 c 通し番号 2214～2217, 2219, 2220, 2222～2  
233, 2235～2270 (乙Aま6)

上記番号は、茶菓子代、会場使用料であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

15 上記の中には、支払証明書が提出されているのみで領収書等が提出されていないものもあるが、同議員事務所作成の会計帳簿に記載されていることが認められ（乙Aま3, 4），上記支出したこと自体は十分信用できる。

20 そして、証拠（乙Aま10, 11）によれば、上記は、いずれも県政を聞く会で使用する茶菓子、会場の費用であると認められるところ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当地高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号 2218 (乙Aま6)

25 上記番号は、飲食代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aま10, 11）では、上記飲食代は、県政を聞く会の打合せの際のものであるとされているが、その際に飲食が必要であったことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

5 e 通し番号2221, 2234（乙Aま6）

上記番号は、備中県民局事業懇談会、備中地域交流会の会合費等であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aま10, 11）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

10 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号2271（乙Aま7）

上記は、自治連合会費、消防警備費であり、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

15 同議員の陳述書（乙Aま10, 11）によっても、上記支出の趣旨は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

g 通し番号2272～2288, 2290～2292, 2294～299, 2301, 2304, 2305, 2307～2309, 2311～2314, 2316, 2322, 2324～2329, 2331, 2332, 2334～2339, 2341～2343, 2358（乙Aま7）

25 上記番号は、事務用品（封筒、コピー用紙、清掃用品等）の費用であり、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

原告は、上記事務用品のうち一部につき購入物が不明であると主張するが、いずれも事務用品等と説明されている（乙Aま10，11）ところ、特に不自然な点はない。

そして、上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、その他

5

の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

h 通し番号2300, 2302, 2330（乙Aま7）

上記番号は、花代であり、その2分の1を事務費として政務調査費

10

から支出したものである。

一般的にみて、事務所に飾る花は、事務所の見栄え等を良くするためのものであり、議員個人ないし議員事務所のPR等を目的とするものと考えられるところ、同議員の陳述書（乙Aま10，11）によつても、上記花代と県政活動との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動のためのものとは認められない。

15

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

i 通し番号2310, 2315, 2317, 2319, 2321, 2  
333, 2344（乙Aま7）

上記番号は、文書の送料であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

20

上記は、政務調査資料等の送料であるとされているが（乙Aま10, 11），それ以上の説明はなく、その全てが政務調査活動と関連するものとは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

25

j 通し番号2318, 2347, 2350, 2352, 2360（乙

Aま7)

上記番号は、文書の送料であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記の中には、支払証明書が提出されているのみで領収書等が提出されていないものもあるが、同議員事務所作成の会計帳簿に記載されていることが認められ（乙Aま3，4），上記支出したこと自体は十分信用できる。

そして、証拠（乙Aま10，11）によれば、上記は、県政を聞く会の案内文書であり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

k 通し番号2348, 2349, 2351, 2353～2357, 2359, 2361, 2362（乙Aま7）

上記番号は、同議員事務所の清掃用品リース代であり（乙Aま10，11），その2分の1を事務費として政務調査費から支出したものである。

議員事務所は、政務調査活動にもその他の政治活動にも使用されるものであるところ、その維持管理のために清掃を行うことは、必要不可欠であるといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

マ 古山泰生議員（相手方番号31）の支出について

(ア) 通し番号1177～1180

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1181～1185, 1187, 1188（甲Aア160～

164, 166, 167)

上記番号は、ガソリン代であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aみ1～5, 7, 8）によれば、上記ガソリン代にはハイオクガソリン代とレギュラーガソリン代の費用が含まれていることが認められる。

同議員の陳述書（乙Aみ13, 15）では、政務調査活動に使用する車両が2台あり、移動先により車両を使い分けていたとされているが、各車両をどのように使い分けていたのかは明らかでなく、2台目の車両のガソリン代（レギュラーガソリン代）と政務調査活動との関連性を認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

したがって、上記支出のうちレギュラーガソリンに係る支出は、返還の対象となるというべきである。

(ウ) 通し番号1189～1193（甲Aカ10～14）

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号1194（甲Aカ176）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その4分の3の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aみ9）によれば、上記県政報告紙（有朋N.O. 42）6頁

のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文が掲載され、5頁目は同議員の紹介記事が掲載されているものの、2～4頁目は県議会での質問に関する事項、県政活動の報告が掲載され、6頁目も地域に関する人物についての情報が掲載されているもので、基本的に県政に関する報告がされて

いるものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1195（甲Aカ177）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その4分の3の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aみ10）によれば、上記県政報告紙（有朋No.43）6頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文が掲載されているものの、2～6頁目までは主として県政に関する情報、県政活動の報告、同議員と県知事との対談、地域に関する人物についての情報等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(カ) 通し番号1196～1201（甲Aカ178～183）

上記番号は、県政報告紙の送料であり、その4分の3の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、上記県政報告紙（有朋No.42, 43）は、いずれも基本的に県政に関する報告がされているものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(キ) 通し番号1214～1225（甲Aケ248～259）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費

から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aみ14）では、上記人件費は全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、その業務内容等は明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

ミ 天野学議員（相手方番号32）の1万円超の支出について

通し番号1226～1229は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

ム 千田博通議員（相手方番号33）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号1346～1349

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号1350, 1351（甲Aア180）

上記番号は、千葉国体視察のための往復航空券代、宿泊代であり（乙Aも1, 18～20），その全額ないし按分した額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠上、国体視察と県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、上記視察が主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号1352（甲Aウ37）

上記番号は、会場使用料であり、その全額を会議費として政務調査

費から支出したものである。

証拠（甲Aウ37、乙Aも2、3）によれば、上記は、スポーツ振興意見交換会の会場使用料であり、岡山県のスポーツの振興に関する意見交換が行われたものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

d 通し番号1369～1374（甲Aク103～108）

上記番号は、切手、ハガキ代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aも5、24）によれば、上記は、同議員が県政に関する情報を県民に広報するために用いられたものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

e 通し番号1376～1387（甲Aケ307～318）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aも25）では、上記支出は政務調査に関する業務の割合で按分した額の支出であるとされているが、全体額を裏付ける証拠は提出されておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(イ) 1万円以下の支出について（乙Aも7）

a 通し番号1132（乙Aも8）

上記番号は、ガソリン代であり、その2分の1の額を調査研究費と

して政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aも15、16）では、上記は同議員が保有する3台ないし4台の自動車のうち専ら政務調査活動に使用する2台ないし3台の自動車のガソリン代であるとするが、当該車両の使い分け等の使用状況については何ら説明がない。上記支出は、1台目につき11万8213円、2台目につき11万6372円、3台目につき7万7843円、その他の4093円の合計31万6521円であると認められるところ（乙Aも7・3頁），1台目を除く支出と政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出のうち19万8308円の限度で、返還の対象となるというべきである。

b 通し番号1155、1359～1366（乙Aも8、10）

上記番号は、高速料金（ETCカード料金）であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

原告が主張するとおり、上記は、2枚目のETCカード料金である（1枚目のETCカード料金は通し番号1133～1145のとおりである。）。同議員の陳述書（乙Aも15、16）では、同議員が保有する自動車ごとにETCカードが搭載されており、専ら政務調査活動に使用する自動車の2枚目のETCカード料金であるとするが、当該車両の使い分け等の使用状況については何ら説明がなく、政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号1163、1169、1212、1259、1262（乙Aも8）

上記番号は、駐車場の利用料金であり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記は、会合や会合に付随する行事に出席するための使用であったとされているが（乙Aも15, 16），それ以上の説明はなく、政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

- 5 d 通し番号1171, 1185, 1199, 1213, 1227, 1  
234, 1248, 1261, 1275, 1292, 1303, 13  
12（乙Aも8）

上記番号は、月極駐車場の利用料金であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

- 10 議員は、日常的に政務調査活動のほか、その他の政治活動も行っていることからすれば、上記駐車場は政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。同議員の陳述書（乙Aも15, 16）では、上記は、同議員が保有する自動車のうち専ら政務調査活動に使用する車両の月極駐車場の利用料金であるとされているが、当該車両の使用状況や政務調査活動の内容についての説明はなく、その全てが政務調査活動と関連するものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

- 20 e 通し番号1217, 1249, 1264, 1279, 1280（乙  
Aも8）

上記番号は、駐車場の利用料金であり、その2分の1の額を調査研究費として支出したものである。

- 25 原告は、領収書の発行者等が不明（判読不能）であると主張するが、駐車場所について説明されており（乙Aも15, 16），上記支出があつたことは認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がな

いものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

f 通し番号 1313～1316 (乙Aも9)

上記番号は、備中県民局事業懇談会、備中地域交流会、岡山県経済団体連絡協議会、岡山県体育協会加盟団体交流会といった会合等の費用であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aも15, 16）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

g 通し番号 1317 (乙Aも9)

上記番号は、女子駅伝3冠達成を祝う会の会費であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動や支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aも15, 16）によっても、会合の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

h 通し番号 1318, 1320～1322, 1331, 1334, 1335, 1337, 1338, 1348, 1352, 1353, 13

55 (乙Aも10)

上記番号は、プリペイドカードへのチャージ料金、ガソリン代であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aも15, 16）では、上記は、政務調査活動に限定して使用したものであるとされているが、その活動内容等につき説明はなく、その全てが政務調査活動と関連するものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 i 通し番号1319, 1323, 1324 (乙Aも10)

上記番号は、ガソリン代であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aも15, 16）では、上記は政務調査活動に使用した自動車に係る政務調査費の充当であるとされているが、他方で、同議員は3台ないし4台の自動車を保有していたとされているところ、当該車両の使い分け等の使用状況については説明がなく、上記がどの自動車への給油であるのかは明らかでなく、上記支出と政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

20 j 通し番号1325～1330, 1332, 1333, 1336, 1339～1347, 1349, 1351, 1354, 1356～1358 (乙Aも10)

上記番号は、タクシーチケット、鉄道旅費、船賃であり、その全額を研修費として政務調査費から支出したものである。

同議員の陳述書（乙Aも15, 16）では、上記は、東京等での政務調査活動に使用したものであるとされているが、その活動内容等に

つき説明はなく、政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

5 k 通し番号1350（乙Aも10）

上記番号は、スポーツ議連での陳情のための鉄道旅費であり、その按分した額を研修費として政務調査費から支出したものである。

原告は、上記支出がグリーン車利用料金を含むものであり、領収書等も存在しないことを問題視するが、グリーン車を利用することが許されないとする理由はないし、上記旅費全体額についての領収書等は提出されている。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

1 1 通し番号1367～1373, 1376～1386, 1389, 1  
391～1396, 1399～1408, 1412～1423, 14  
15 26～1445, 1635～1651, 1653～1667, 166  
9～1682, 1686～1702（乙Aも11）

上記番号は、同議員事務所で使用する茶菓子代、飲料代であり（乙Aも15, 16），その全額を会議費として政務調査費から支出したものである（なお、通し番号1385の領収書金額及び政調費支出額は1092円であり、通し番号1682の領収書金額及び政調費支出額は1352円である（乙Aも17）。）。一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動等も行われるであり、上記茶菓子、飲料は、その性質上、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

20 25 したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

m 通し番号 1374, 1375, 1387, 1388, 1390, 1  
397, 1398, 1409~1411, 1424, 1446, 16  
52, 1668, 1684, 1685, 1703, 1704, 170  
6 (乙Aも11)

5 上記番号は、食事代であり、その全額ないし按分した額を会議費と  
して政務調査費から支出したものである。

上記は、いずれも同議員の事務所で県民から要望・陳情を聞く際の  
食事代であると説明されているが（乙Aも15, 16），それらの際に  
食事が必要であったことを認めるに足りる証拠はない。

10 したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

n 通し番号 1447~1474, 1537~1553 (乙Aも13)

上記番号は、文書の送料等であり、その全額を事務費として政務調  
査費から支出したものである。原告は、領収日が明記されているものは  
2分の1で按分した額について否認し、領収日判読不能のものは全  
額について否認しているが、いずれも宅急便お客様控えが提出されて  
おり、平成22年度に送付されたものと認められる（乙Aも15, 1  
6）。

そして、上記は、県政情報を県民に広報するためのものであると説  
明されているが（乙Aも15, 16），送付文書等の内容は明らかに  
されておらず、その全てが政務調査活動と関連するものであるとは認  
められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の  
対象となるというべきである。

o 通し番号 1508~1529, 1531~1536 (乙Aも13)

上記番号は、文書の送料等であり、その全額を事務費として政務調  
査費から支出したものである。



上記は、県政情報を県民に広報するためのハガキ、切手代等であると説明されているが（乙Aも15、16），送付文書等の内容は明らかにされておらず、その全てが政務調査活動と関連するものであるとは認められない。

5 また、一般的にみて、年賀ハガキや慶事用切手は、政務調査活動とは関係しないものである。

したがって、上記支出は、年賀はがきや慶事用切手分はその全額について、その余の送料等については2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

10 p 通し番号1530（乙Aも13）

上記番号は、往復ハガキの費用であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Aも15、16、33）によれば、上記は、県政報告会の出欠の確認のためのものと認められる。

15 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

q 通し番号1554～1572、1574～1629（乙Aも14）

上記番号は、事務用品（パソコン関連機器、卓上ホルダ等）の費用であり（乙Aも15、16、34），その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記事務用品は、その性質上、政務調査活動にも、他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

同議員の陳述書（乙Aも15、16）では、上記は政務調査活動に関するもののみとされているが、それ以上の説明はなく、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の

対象となるというべきである。

r その他

原告は、上記のほか、同議員が支出した政務調査費のうち2万2842円分の領収書等の提出がないと主張するが、証拠（乙Aも17）によれば、当該領収書等が提出されていることが認められる。

メ 戸室敦雄議員（相手方番号34）の支出について

(ア) 1万円超の支出について

a 通し番号1388～1391

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号1392～1401（甲Aア185～189）

上記番号は、津山駅から岡山駅までの普通回数券の費用であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記は、同議員の自宅等がある津山市の駅から岡山駅までの普通回数券であり、その性質上、政務調査活動にも、他の政治活動にも使用することがあり得るものである。被告は、県政に関わる調査や資料集めのための交通費であり、全て政務調査活動に係るものであると主張するが、調査等の内容は明らかではなく、その全てが政務調査活動と関連するものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号1402, 1403（甲ウ38, カ184）

上記番号は、会議資料、広報関係等の印刷代であり、その全額を会議費、広報費として政務調査費から支出したものである。

被告は、県民との個別面談や集会等の際の資料である旨主張するが、資料の内容は明らかにされておらず、政務調査活動との関連性は不明

であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

d 通し番号 1404～1415（甲キ116～127）

上記番号は、議員事務所の賃料であり、その全額を事務所費として  
5 政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動も行われるものである。

同議員の陳述書（乙Aや11）では、上記事務所は全て政務調査の事務に供したものであるとされているが、それを認めるに足りる証拠はなく、採用できない。  
10

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

e 通し番号 1416～1427（甲キ128、ケ319～329）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査  
15 費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Aや11）では、上記人件費は全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、その業務内容等は明らかにされておらず、採用できない。  
20

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(イ) 1万円以下の支出について（乙Aや1）

a 通し番号 2364, 2366, 2386（乙Aや4, 5）

上記番号は、県防衛協会、津山経済懇話会、自衛隊協力団体長会議  
25 の会合等の費用であり、按分した額を研修費ないし調査研究費として

政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（乙Aや8, 9）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

b 通し番号 2365, 2369, 2377, 2382, 2389, 2391, 2392 (乙Aや4, 5)

上記番号は、作陽高校80周年同窓会、津山市日中友好協会、津山東成会、全国山城サミット津山大会、元海外技術研究生懇親会、津山森林組合新年会、津山飲食業組合の会合等の費用や会費であり（その金額等からして会合のほとんどは飲食を伴うものと推認される。），その全額ないし按分した額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、自己の一般的な知識教養の涵養や、先輩後輩等を含む知人や関係団体ないし地域住民らとの親睦交流活動、支援者の獲得維持活動といった政務調査活動以外の活動を主たる目的とするものである疑いが強く、当該団体から種々の情報を得たり、会合等の際に参加者等から県政に関する意見や要望等を聞いたりすることもあったとしても、それは副次的なものとみるのが自然である（そのような意見・要望の聴取を飲食を伴って行う必要があるともいい難い。）。同議員の陳述書（乙Aや8, 9）によっても、各会合等の内容や県政活動（県議会活動）との関連性は明らかではなく、主として政務調査活動を目的としたものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

c 通し番号 2367, 2368, 2370, 2380, 2381, 2

385, 2390, 2393 (乙Aや5)

上記番号は、ガソリン代であり（乙Aや8, 9），その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 d 通し番号 2376 (乙Aや5)

上記番号は、車両のオイル代であり、その2分の1の額を調査研究費として支出したものである。

車両のオイル代は、車両の保有・使用によって生じる費用にすぎず、政務調査活動との関連性は乏しいものといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである

e 通し番号 2378, 2379, 2383, 2384, 2387, 2388 (乙Aや5)

上記番号は、津山駅から岡山駅までの普通回数券の費用であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記は、同議員の自宅等がある津山市の駅から岡山駅までの普通回数券であり、その性質上、政務調査活動にも、他の政治活動にも使用することがあり得るものである。被告は、地方行財政に関する調査のための交通費であり、全て政務調査活動に係るものであると主張するが、調査の内容は明らかではなく、その全てが政務調査活動と関連するものであるとは認められない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

f その他

証拠（甲A18）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、政務調査費から1万円以下の支出として、合計70万9400円を支出したこ

とが認められるところ、原告は、同議員の支出に係る主張対照表（1万円以下の支出）に記載された18万5864円を除く52万3536円につき領収書等の提出がないと主張して、その返還も求めている。被告ないし同議員から、当該52万3536円の支出についての説明や領収書等の提出はなく、当該支出と政務調査活動との関連性は不明であるといわざるを得ない。

したがって、当該支出（52万3536円）についても、返還の対象となるというべきである。

(3) 民主・県民クラブ所属の各相手方（議員）について（別紙④各議員の支出に係る主張対照表【民主・県民クラブ】）

ア 一井暁子議員（相手方番号35）の支出について

(ア) 通し番号1428

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1440, 1442（甲Bカ1, 2）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料等であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bあ1）によれば、上記県政報告紙（9月議会号）4頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文及び事務所移転に関する事項が掲載されているものの、2, 3頁目は県議会での質問に関する事項、4頁目も主として県議会に関する情報が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号1443, 1444（甲Bカ3, 4）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料等であり、その全額を広報

費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bあ2）によれば、上記県政報告紙（12月議会号）4頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文及び事務所に関する事項が掲載されているものの、2、3頁目は県議会での質問に関する事項、4頁目は議員活動に関する情報が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

イ 高原俊彦議員（相手方番号36）の支出について

10 (ア) 通し番号1459

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

15 (イ) 通し番号1462、1463（甲Bカ6）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bい3）によれば、上記県政報告紙（岡山県議会特集）4頁のうち1頁目は同議員の写真、経歴等が掲載されているものの、2、3頁目は県議会での質問に関する事項が掲載されており、4頁目は県政活動の報告が主として掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 (ウ) 通し番号1467～1469（甲Bク3、乙Bい6）

上記番号は、携帯電話使用料であり、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、携帯電話は、政務調査活動にも、それ以外の活動にも

使用することができるものである。原告は、3分の1按分を主張するが、携帯電話の使用について、政務調査活動とそれ以外の活動との比率が判明しているとはいはず、原則どおり2分の1の割合で按分するのが相当である。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間で合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 ウ 岡田幹司議員（相手方番号37）の支出について

(ア) 通し番号1470

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

15 (イ) 通し番号1481～1490（甲Bカ7～16）

上記番号は、県政報告紙の送料であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bう1）によれば、上記県政報告紙（2010冬号外）2頁のうち1頁目は同議員の写真、プロフィール、挨拶文等が掲載されているものの、2頁目は県議会での質問に関する事項が掲載されているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 (ウ) 通し番号1491～1495（甲Bカ17～21）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、作成費用につきその5分の3ないし10分の7、送料につきその2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bう2）によれば、上記県政報告紙（2011早春号外）2頁のうち1頁目は同議員の写真、プロフィール、挨拶文等が掲載されているものの、挨拶文においては予算に関する情報等が掲載されているし、

2項目は県議会での質問に関する事項が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (エ) 通し番号1496（甲Bク4）

上記番号は、オープン書庫代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、上記書庫は、政務調査活動にも、他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

10 被告は、議会活動の資料の収納に使用していると主張するが、それを認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(オ) 通し番号1498～1500（甲Bク5）

15 上記番号は、コピー機の利用料であるとされ、その2分の1の額を事務費として政務調査費から支出したものである。

原告は、上記につき支払証明書のみで領収書等の提出がないと主張するが、支払証明書に加え、当該コピー機の利用料の請求書（乙Bう3～5）が提出されていることからすれば、コピー機の利用料として上記支出があったことが認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

エ 三原誠介議員（相手方番号38）の支出について

20 (ア) 通し番号1513

25 上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 1515, 1523~1528 (甲Bカ27, 35~40)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bお2）によれば、上記県政報告紙（県政だより6月号）4頁のうち1頁目は国家予算に関する事項が掲載され、2, 3頁目は県議会での質問に関する事項、県予算等の県政に関する情報が掲載され、4頁目も主に県政活動の報告等が掲載され、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号 1516, 1529 (甲Bカ28, 41)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bお3）によれば、上記県政報告紙（県政だより8月号）2頁のうち2頁目は県政活動に関する報告等が掲載されているものの、1頁目は同議員の写真とともに県議選で4選を目指すことが大きく掲載されているほか、民主党に関する掲載がされているものであり、同議員個人ないし政党のPRも相当程度の割合で混在していることが認められる。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるべきである。

(エ) 通し番号 1518, 1530~1540 (甲Bカ30, 42~52)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bお4）によれば、上記県政報告紙（県政だより11月号）4頁のうち1頁目は同議員の写真とともに県議選で4選を目指すことが大きく掲載されているほか、民主党に関する掲載がされているものの、

2, 3 頁目は県政活動の報告等が掲載されており、4 頁目も県政活動の報告や、県議会での質問に関する事項等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (イ) 通し番号 1521, 1541~1546 (甲Bカ33, 53~58)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

10 証拠 (乙Bお5)によれば、上記県政報告紙（県政だより12月号）2 頁のうち1 頁目は県予算に関する事項が掲載され、2 頁目は主として県議会での質問に関する事項が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 (カ) 通し番号 1514, 1517, 1520, 1522 (甲Bカ26, 2  
9, 32, 34)

上記番号は、封筒の費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

20 上記証拠によれば、上記封筒は、県政報告紙（県政だより）の送付に使用するものであるが、どの県政報告紙の送付に使用されたのかは明らかではない。上記(イ)ないし(オ)のとおり、同議員の県政報告紙4紙のうち1紙については、2分の1で按分すべきものである。そうすると、上記支出のうち8分の1は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとみるのが相当である。

25 したがって、上記支出は、8分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(キ) 通し番号1519（甲Bカ31）

上記番号は、名刺代であり、その2分の1の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、名刺は、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ク) 通し番号1565～1567（甲Bカ59）

上記番号は、コピー機のリース代とされるものであり、その2分の1の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

上記支出については、同議員が作成した支払証明書が提出されているのみで、領収書等の提出はされておらず、当該支出したこと自体が不明であるといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、返還の対象となるというべきである。

15 才 長瀬泰志議員（相手方番号39）の支出について

(ア) 通し番号1568

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1569（甲Bカ60）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bカ1）によれば、上記県政報告紙（県政便りNo. 10-3）4頁のうち1～3頁目は県議会に関する報告、県議会での質問に関する事項が掲載されており、4頁目も県議会の予定等の県議会に関する事項等が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号1570（甲Bカ61）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bカ3）によれば、上記県政報告紙（県政便りNo.10-4）4頁のうち1～3頁目は県議会に関する報告、県議会での質問に関する事項が掲載されており、4頁目も県議会の予定等の県議会に関する事項等が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号1571（甲Bカ62）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bカ5）によれば、上記県政報告紙（県政便りNo.11-1）4頁のうち1～3頁目は県議会に関する報告、県議会での質問に関する事項が掲載されており、4頁目も県議会の予定等の県議会に関する事項等が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(オ) 通し番号1572（甲Bカ63）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bカ7）によれば、上記県政報告紙（県政便りNo.11-

2) 4 頁のうち 1 ~ 3 頁目は県議会に関する報告、会計予算、県議会での質問に関する事項が掲載されており、4 頁目も県議会の質問項目等の県議会に関する事項等が掲載されており、基本的に県政に関する報告が掲載されているものと認められる。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(カ) 通し番号 1573, 1574 (甲Bカ 64, 65)

上記番号は、茶菓子代であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

10 上記証拠によれば、上記茶菓子代は、県政報告会の際の菓子代であると認められ、会合の内容に照らして不必要であるとか、不相当に高額であるといった事情は認められない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 (キ) 通し番号 1575 ~ 1586 (甲Bケ 5 ~ 15)

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

20 被告は、当該職員は政務調査専属の雇用契約を締結していたと主張するが、その契約書（乙Bカ 9）では同職員は同議員により指示又は依頼された事項等について行うこととなつておる（同契約書 5 条）、政務調査活動以外の政治活動にも従事していたことを否定できないし、その業務内容等も明らかではなく、採用できない。

25 したがって、上記支出は、2 分の 1 で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

カ 住吉良久議員（相手方番号40）の支出について

(ア) 通し番号1587

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

5 (イ) 通し番号1,597～1600（甲Bカ66～69）

上記番号は、県政報告紙の送料であり、その65%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Bき10）によれば、上記県政報告紙（2011年01号）4頁のうち1頁目は同議員の写真、挨拶文が掲載されており、2、3頁目は県政活動の報告も掲載されているものの、後援会行事やビアパーティ、グランドゴルフ等に関するものも相当部分にわたり掲載されており、4頁目にも後援会会长等の挨拶が相当部分にわたり掲載されているもので、同議員個人のPRを目的とする部分も相当程度混在すると認められる。

15 したがって、上記送料のうち2分の1で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、その差額は、返還の対象となるというべきである。

(ウ) 通し番号1601（甲3、甲Aカ70）

上記番号は、広報紙の作成費用であり、その65%の額を広報費として政務調査費から支出したが、その後8852円が返還されたものである。

しかしながら、上記広報紙の内容は明らかではなく、その全てが政務調査活動と関連するものとは認められない。

したがって、上記費用のうち2分の1で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、その差額は、返還の対象となるというべきである。

(エ) 通し番号 1605～1616（甲Bケ16～27, 40～51）

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Bき20）では、上記人件費は後援会活動と政務調査活動との50%按分で支出しているとされ、領収書等整理票（甲Bケ16～27, 40～51）でも按分率50%とされているが、全体額を裏付ける証拠は提出されておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

キ 鈴木一茂議員（相手方番号41）の支出について

(ア) 通し番号 1617

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 1618, 1622（甲Bイ1, 2）

上記番号は、山陽時事問題懇談会の入会金及び会費であり、その全額を政務調査費から支出したものである。

上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等からして、県政活動と関連するものと考えられるし、同議員がこれに参加していたことも認められる（乙Bく1）。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(4) 公明党岡山県議団所属の各相手方（議員）について（別紙④各議員の支出に係る主張対照表【公明党岡山県議団】）

ア 増川英一議員（相手方番号42）の支出について

(ア) 通し番号 1647

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 1655, 1657, 1658 (甲Cオ1~3)

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

イ 吉田政司議員（相手方番号43）の支出について

(ア) 通し番号 1676

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 1682, 1683, 1685 (甲Cオ4~6)

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号 1689 (甲Cオ7)

上記番号は、県民ガイドの購読料であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、上記情報誌は、県の政治・経済に関する情報を提供するものであり、政務調査活動と関連するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

ウ 山田総一郎議員（相手方番号44）の支出について

(ア) 通し番号1699

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1714（甲C才8）

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号1715（甲C才9）

上記番号は、県民ガイドの購読料であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、上記情報誌は、県の政治・経済に関する情報を提供するものであり、政務調査活動と関連するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号 1718, 1731 (甲Cカ1, 甲Cク1)

上記番号は、パソコンのサポート料、リース料等であり、その2分の1の額を広報費、事務費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、パソコンは、政務調査活動にも、その他の政治活動にも使用することがあり得るものである。

5

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

エ 高橋英士議員（相手方番号45）の支出について

(ア) 通し番号 1807

10 上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 1808 (甲Cア6)

上記番号は、土壤環境再生支援機構の会費であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

15 上記の会合等は、その場面や相手方・主催者ないし参加者等（丁1, 2）からして、県政活動と関連するものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号 1813 (甲Cオ12)

20 上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

25

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号1816（甲Cカ47）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（丁2）によれば、上記県政報告紙（県政レポート第42号）2頁のうち1頁目は主として県政に関する情報が掲載されており、2頁目も県政活動の報告等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(5) 日本共産党岡山県議会議員団所属の各相手方（議員）について（別紙④各議員の支出に係る主張対照表【日本共産党岡山県議会議員団】）

ア 森脇久紀議員（相手方番号46）の支出について

(ア) 通し番号1831

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1840（甲Dカ1）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dあ1）によれば、上記県政報告紙（森脇ひさきニュースN.O. II-20）2頁のうちの1頁目は医療制度、地域経済等の県政に関する情報が掲載されており、2頁目も核兵器廃絶運動への参加報告のほか、就職支援に関する情報が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号1841（甲Dカ2）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その97%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dあ3）によれば、上記県政報告紙（森脇ひさきニュースN  
o. II-21）2頁のうちの1頁目は支援学級の増設、子ども医療費の無料化等の県政に関する情報や県政活動の報告が掲載されており、2頁目も「派遣切り」問題、私立高校の負担軽減等の県政に関する情報、県政活動に関する報告が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号1842（甲Dカ3）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dあ5）によれば、上記県政報告紙（森脇ひさきニュースN  
o. II-22）2頁は全体として県政活動の報告等が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(オ) 通し番号1843（甲Dカ4）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その99%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dあ7）によれば、上記県政報告紙（森脇ひさきニュースN  
o. II-23）4頁のうち1頁目は県議会での質問に関する事項が掲載され、2~4頁目も県政に関する情報や県政活動の報告が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(カ) 通し番号1844（甲Dカ5）

上記番号は、県政報告紙（通し番号1843）の発送時つけた手紙の費用であり（乙Dあ11），その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、同県政報告紙は基本的に県政に関する報告がされているものであるし、同手紙にも県議会に関する報告や政治、経済に関する記載がされている。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(キ) 通し番号1845, 1851, 1853～1859（甲Dカ6, 12, 14～20）

上記番号は、県政報告紙（通し番号1842, 1843）の封筒代、封入作業代、郵送代であり、その99%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、同県政報告紙はいずれも基本的に県政に関する報告がされているものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ク) 通し番号1846（甲Dカ7）

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その91%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dあ13）によれば、上記県政報告紙（森脇ひさきニュースNo. II-24）4頁のうち1頁目は同議員の写真、新年の挨拶文が掲載されているものの、県議会での質問に関する事項等も掲載されており、

2～4 頁目も主として県政に関する情報や県政活動の報告が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (イ) 通し番号 1847 (甲Dカ8)

上記番号は、県政報告紙の作成費用であり、その94%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dあ16）によれば、上記県政報告紙（森脇ひさきニュースNo. II-25）2頁は全体として県政活動の報告等が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (ロ) 通し番号 1848～1850, 1852, 1861～1872 (甲Dカ9～11, 13, 22～33)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、封筒代、封入作業代、送料であり、その97%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dあ19）によれば、上記県政報告紙（森脇ひさきニュースNo. II-26）4頁は全体として県政に関する情報や県政活動の報告等が掲載されており、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 (ハ) 通し番号 1860 (甲Dカ21)

上記番号は、県政報告紙（通し番号 1846, 1847）の送料であり、その92%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、同県政報告紙はいずれも基本的に県政に関する報告が

されているものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

イ 赤坂てる子議員（相手方番号47）の支出について

5 (ア) 通し番号1874

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1881, 1892~1896 (甲Dカ34, 46~49)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その97%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dい1）によれば、上記県政報告紙（県政レポートNo. 28）4頁は全体として県議会に関する報告、県政活動の報告等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 通し番号1883, 1897~1900 (甲Dカ36, 50~53)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その94%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dい5）によれば、上記県政報告紙（県政レポートNo. 29）4頁は全体として県議会に関する報告、県政活動の報告等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号1884, 1901, 1902 (甲Dカ37, 54, 55)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その95%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dい8）によれば、上記県政報告紙（県政レポートNo. 30）4頁は全体として県議会に関する報告、県政に関する情報、県政活動の報告、県議会での質問に関する事項等が掲載されているものであり、  
5 基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(カ) 通し番号1885, 1886（甲Dカ38, 39）

10 a 上記番号は、議会報告資料の作成費用、ホームページ管理料であり、議会報告資料の作成費用につき全額を、ホームページ管理料につきそ  
の90%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

b 証拠（乙Dい11）によれば、上記議会報告資料12頁は全体として県議会での質問及びそれに対する回答が掲載されているものであり、  
15 県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記議会報告資料の作成費用にかかる支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

c 他方、一般的にみて、議員のホームページには、県政の報告を目的としている部分と同議員個人のPRを目的としている部分とが相当程度の割合で混在していることが多いところ、上記ホームページの内容は明らかにされていない。  
20

したがって、上記ホームページ管理料のうち2分の1で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、  
25 その差額は、返還の対象となるというべきである。

(カ) 通し番号1887～1891（甲Dカ40～45）



上記番号は、県政報告紙の送料であり、その98%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dい14）によれば、上記県政報告紙（県政レポートNo.27）8頁は全体として県議会に関する情報、県政活動の報告等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(キ) 通し番号1882（甲Dカ35）

上記番号は、県政報告紙（通し番号1881, 1883, 1887）を送付する封筒代であり、その95%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、同県政報告紙はいずれも基本的に県政に関する報告がされているものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

ウ 武田英夫議員（相手方番号48）の支出について

(ア) 通し番号1915

上記支出は、同議員の所属会派の会費である。後記(7)のとおり、その支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1934, 1935（甲Dエ1, 2）

上記番号は、県議会質問用パネルの費用であり、その全額を資料作成費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙Dう2～5, 24）によれば、同議員は上記パネルを用いて県議会において質問を行ったものであり、専ら県議会活動に関するものと認められる。原告は、県議会での質問用パネルの作成自体は政務調査

活動の目的で行われるものではないと主張するが、本件規程の使途基準では、資料作成費は、議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費とされているのであり、当該パネルにかかる支出は上記使途基準に適合するものといえる。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号1936, 1941~1943（甲Dカ56, 61~63）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その67%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

10 証拠（乙Dう6）によれば、上記県政報告紙（ニュースNo. 119）4頁のうち1頁目は同議員の引退の挨拶、同じ政党の議員の紹介が掲載されているものの、2~4頁目は県議会に関する報告、県政活動の報告、県議会での質問に関するが掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

15 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号1937, 1944~1946（甲Dカ57, 64~66）

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、作成費用につきその83%の額を、送料につき91%の額を、広報費として政務調査費から支出したものである。

20 証拠（乙Dう9）によれば、上記県政報告紙（ニュースNo. 120）4頁のうち1頁目の一部には同じ政党の議員の紹介が掲載されているものの、県政に関する情報も多く掲載されており、2~4頁目は県議会に関する報告、県政活動の報告が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

25 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(オ) 通し番号 1939, 1947~1949 (甲Dカ59, 67~69)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その85%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

5 証拠 (乙Dう14)によれば、上記県政報告紙 (ニュースNo. 12  
1) 4頁は全体として県政活動の報告等が掲載されているものであり、  
基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない  
ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (カ) 通し番号 1940, 1950, 1951 (甲Dカ60, 71, 72)

上記番号は、県政報告紙の作成費用、送料であり、その95%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠 (乙Dう17)によれば、上記県政報告紙 (ニュースNo. 12  
2) 4頁は全体として県議会に関する報告、県政活動の報告等が掲載されているものであり、基本的に県政に関する報告がされているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない  
ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(キ) 通し番号 1938 (甲Dカ58)

20 上記番号は、県政報告紙 (通し番号 1936, 1937, 1940)  
を送付する封筒代であり、その81%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

上記のとおり、同県政報告紙はいずれも基本的に県政に関する報告が  
されているものである。

25 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない  
ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ク) 通し番号1952～1955（甲Dカ73～76）

上記番号は、ホームページ管理料であり、その90%の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

一般的にみて、議員のホームページには、県政の報告を目的とする部分と同議員個人のPRを目的としている部分とが相当程度の割合で混在していることが多いところ、上記ホームページの内容は明らかにされていない。

したがって、上記ホームページ管理料は、その2分の1で按分した額についてのみ政務調査費から支出することができるというべきであり、その差額は、返還の対象となるというべきである。

(6) 無所属の佐古信五議員（相手方番号49）の支出について（別紙④各議員の支出に係る主張対照表【無所属】）

ア 通し番号1995～2006（乙Eい1）

上記番号は、議員事務所の賃料負担分であり、その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動も行われるものである。

証拠（乙Eい1）によれば、上記事務所が所在する建物の賃借人は倉敷経信会であり、賃貸人に支払う賃料は月額6万0315円であるところ、同議員は同団体との間で事務所使用に関する覚書を取り交わし、事務所使用料として4万0210円を支払うこととしており、同議員の陳述書（乙Eい3）では、実態に合わせて同団体と負担割合を定めて按分したものであるとされている。しかし、事務所使用の実態等については明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

イ 通し番号2007～2019

上記番号は、電気代、電話代の負担分であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、一般的にみて、議員事務所においては、政務調査活動も行われるが、その他の政治活動も行われるものである。

証拠（乙Eい2）によれば、同議員は倉敷経信会との間で事務所の電気・電話代等に関する覚書を取り交わし、同団体が支払う電気・電話代等の月額料金のうち3分の2の額を同議員が負担することとしており、同議員の陳述書（乙Eい3）では、実態に合わせて同団体と負担割合を定めて按分したものであるとされている。しかし、事務所使用の実態等については明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

ウ 通し番号2020～2041

上記番号は、職員の給与であり、その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、議員が個別に雇用する職員については、通常、政務調査活動以外の政治活動に関する業務にも従事していたと考えられる。

同議員の陳述書（乙Eい4）では、上記人件費は全て政務調査の事務に従事した人件費であるとされているが、その業務内容等は明らかにされておらず、採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、返還の対象となるというべきである。

(7) 各会派の支出について

ア 自由民主党岡山県議団の支出について（丙1，2）（別紙⑤各会派の支出に係る主張対照表【自由民主党岡山県議団】）

相手方番号 1ないし 3 4 の各議員は、岡山県議会の会派の 1つである自由民主党岡山県議団に所属しており、各議員の支出に係る主張対照表（1万円超の支出）の冒頭 3 行ないし 4 行の部分のとおり、同会派の会費として、それぞれ 27 万円ないし 36 万円を支払っているところ、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。そして、同会派は、上記各議員を含む所属議員 36 名から支払われた会費合計 1287 万円全額を、同会派の支出に係る主張対照表の「政調費支出額」欄記載のとおり支出したものである。そうすると、同会派による上記支出が、政務調査活動との間に合理的関連性がないものであれば、各議員が支払った上記会費も、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとなり、これを政務調査費から支出することは違法であるというべきである。以下、同会派による各支出について検討する。

(ア) 通し番号 1, 2

上記番号は、文書の印刷費用であり、その全額を資料作成費として政務調査費から支出したものである。

証拠（丙 7, 8）によれば、上記文書は、岡山県の予算編成に関する文書（平成 22 年度岡山県予算編成に関する要望に対する措置状況、平成 23 年度岡山県予算編成に関する各種団体別陳情要旨）であり、各種施策検討等のための資料となるもので、県政に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 通し番号 4～15, 17～64, 66～81

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集す

る有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (ウ) 通し番号 16, 65

上記番号は、自由民主党の刊行物の購読料であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

一般に、政党誌は、政策を調査研究し、県政について検討する際の重要な資料となるものといえる。

10 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 通し番号 82～93

上記番号は、事務所の賃料負担分であり、その全額を事務所費として政務調査費から支出したものである。

15 証拠（丙9, 11, 15, 16）及び弁論の全趣旨によれば、上記事務所が所在する建物の賃借人は自由民主党岡山県支部連合会（県連）であるところ、県連は政党活動のほか自由民主党岡山県議団（県議団）が行う政務調査活動の補助業務も行っている団体であり、県連の事務局に勤務する職員の勤務時間と職務内容の半分を上記政務調査活動の補助業務が占めているため、県連と県議団の申し合わせにより、県連が負担する賃料（25万円）の4割（10万円）を県議団が負担しているものと認められる。

20 原告は、上記建物の賃貸人である株式会社自由会館の代表取締役は県議団の議員が務めることになっており、当該会社と県議団は実質上一体の存在であるとも主張するが、県議団自身はあくまで政務調査活動を行う会派であることからすれば、一体の存在であるとはいえない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (オ) 通し番号 94, 95

上記番号は、DVD代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記は、議会中継放送を録画して保存するためのものであり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (カ) 通し番号 96

上記番号は、文書の送料であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

証拠（丙13, 16）及び弁論の全趣旨によれば、上記は、会派として、所属する亡三村峰夫議員に政務調査会の案内を送付した際の送料であるところ、同政務調査会は、県知事との折衝に向けて、会派内の部会での審議内容を審査するといったものであり、県政活動に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 (キ) 通し番号 97, 99～103

上記番号は、会派控室で使用する備品、事務用品等（ゴム印、クリアホルダー）の費用であり、その全額を事務費として政務調査費からしたものである。

会派控室で使用する各種備品等については、通常、政務調査活動（議員の議会活動の基礎となる調査研究）のために必要なものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がない

ものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ク) 通し番号 9 8

上記番号は、文書の送料であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

5 証拠（丙14）及び弁論の全趣旨によれば、上記は、伊藤文夫議員に県議団会費の領収書を送付した際の送料であると認められるところ、政務調査活動を行う会派の活動に付随する費用であるといえるものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (ケ) 通し番号 104～112

上記番号は、会派控室で使用する飲料代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

会派控室では、政務調査活動として、議員が、個別の来訪者から、議会活動や県政に関する要望、意見等を聴取する活動が行われているものと考えられ、そのような来訪者に湯茶や茶菓子を提供することは、会話の円滑な進行のために必要であることは否定できない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(コ) 通し番号 113～183

20 上記番号は、職員5名の給与であり、職員4名につきその4割を、職員1名につきその8割を人件費として政務調査費から支出したものである。

証拠（丙11、15、16）及び弁論の全趣旨によれば、上記職員4名は、県連の事務局に勤務する職員であるところ、前記のとおり、当該職員の勤務時間と職務内容の半分を県議団の政務調査活動の補助業務が占めているため、県連と県議団の申し合わせにより、県議団が、県連が

当該職員に支払う給与の4割を負担しているものであり、上記職員1名は、県議団会派控室で勤務する職員であり、専ら会派活動を補助する職員であるため、同申し合せにより、県議団が、県連が当該職員に支払う給与の2割を負担しているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(サ) 小括

以上のとおり、同会派による各支出は、いずれも政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められない。したがって、各議員が同会派の会費を政務調査費から支払ったことについても、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、各支出が違法であるとはいえない。

イ 民主・県民クラブの支出について（甲Bア1～3、6～8、18）（別紙⑤各会派の支出に係る主張対照表【民主・県民クラブ】）

相手方番号35ないし41の各議員は、岡山県議会の会派の1つである民主・県民クラブに所属しており、各議員の支出に係る主張対照表（1万円超の支出）の冒頭1行の部分のとおり、同会派の会費として、それぞれ28万2692円を支払っているところ、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。上記金額（28万2692円）は、同会派の支出に係る主張対照表の「政調費支出額欄」記載の支出合計254万4228円を、同会派の所属議員9名で按分して負担したものである。そうすると、同会派による上記支出が、政務調査活動との間に合理的関連性がないものであれば、各議員が支払った上記会費も、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとなり、これを政務調査費から支出することは違法であるというべきである。以下、同会派による各支出について検討する。

(ア) 整理番号 1, 8, 11~13, 15, 16, 21~23, 25, 27,  
29, 30, 60, 65~67, 69~71

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 整理番号 2, 17, 24, 28, 31, 32, 35, 42~44, 48~52, 58, 72~74, 78~80, 85, 89~91, 96, 98

上記番号は、会派控室で使用する飲料代であり（乙B1），その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

会派控室では、政務調査活動として、議員が、個別の来訪者から、議会活動や県政に関する要望、意見等を聴取する活動が行われているものと考えられ、そのような来訪者に湯茶や茶菓子を提供することは、会話の円滑な進行のために必要であることは否定できない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 整理番号 3, 4, 19, 20, 36, 37, 40, 41, 46, 47, 56, 57, 62, 63, 76, 77, 83, 84, 86, 87, 93, 94, 99, 100

上記番号は、会派控室で使用するコピー機のリース代、カウント料金であり（乙B1），その全額を事務費として政務調査費から支出したもの

5 のである。

会派控室で使用するコピー機については、通常、政務調査活動のために必要なものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 整理番号 9, 18, 34, 38, 39, 45, 54, 61, 75, 81, 82, 88, 92, 97

上記番号は、会派で雇用する職員の給与であり（乙B1），その全額を人件費として政務調査費から支出したものである。

通常、会派が雇用し会派控室等で勤務する職員は、政務調査活動を補助する職員として雇用されているものであり、政務調査活動のために必要な支出であるといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

15 (オ) 整理番号 33, 55

上記番号は、DVD代であり、その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

上記は、県議会本会議の庁内テレビ中継を録画し、質疑及び答弁内容等を確認等するためのものであり（乙B1），議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 (カ) 整理番号 95

上記番号は、会派控室で使用する文具代（タックインデックス）であり（乙B1），その全額を事務費として政務調査費から支出したものである。

会派控室で使用する文具については、通常、政務調査活動のために必要なものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (キ) 小括

以上のとおり、同会派による各支出は、いずれも政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められない。したがって、各議員が同会派の会費を政務調査費から支払ったことについても、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、各支出が違法であるとはいえない。

10 ウ 公明党岡山県議団の支出について（甲Cア1～3, 5）（別紙⑤各会派の支出に係る主張対照表【公明党岡山県議団】）

相手方番号42ないし45の各議員は、岡山県議会の会派の1つである公明党岡山県議団に所属しており、各議員の支出に係る主張対照表（1万円超の支出）の冒頭1行の部分のとおり、同会派の会費として、それぞれ64万9702円を支払っているところ、その約8割（52万0961円）を調査研究費として政務調査費から支出したものである。上記金額（52万0961円）は、同会派の支出に係る主張対照表の「政調費支出額欄」記載の支出合計260万4808円を、同会派の所属議員5名で按分して負担したものである（丁3）。そうすると、同会派による上記支出が、政務調査活動との間に合理的関連性がないものであれば、各議員が支払った上記会費のうち政務調査費から支出した部分も、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとなり、これを政務調査費から支出することは違法であるというべきである。以下、同会派による各支出について検討する。

20 25 (ア) 整理番号1（丁4）

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政

務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものである。

5

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 整理番号 2～37 (丁5～40)

上記番号は、会派控室で使用するコピー機のリース代、保守料、シュレッダーのリース代であり、その5分の4の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

会派控室で使用するコピー機、シュレッダーは、通常、政務調査活動のために必要なものと考えられる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 整理番号 38～49 (丁41の1～52の2)

上記番号は、会派控室で勤務する職員の給与であり、その5分の4の額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

通常、会派控室で勤務する職員は、政務調査活動を補助する職員として雇用されているものであり、政務調査活動のために必要な支出であるといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(エ) 整理番号 50～67 (丁53～70の2)

上記番号は、会派控室で使用する備品（インク・トナー、シュレッダーゴミ袋、ファイル等）の費用であり、その5分の4の額を調査研究費

10

15

20

25

として政務調査費から支出したものである。

会派控室で使用する備品については、通常、政務調査活動のために必要なものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5

(オ) 小括

以上のとおり、同会派による各支出は、いずれも政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められない。したがって、各議員が同会派の会費の約8割を政務調査費から支払ったことについても、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、各支出が違法であるとはいえない。

10

エ 日本共産党岡山県議会議員団の支出について（甲Dア1～3、乙D1）

（別紙⑤各会派の支出に係る主張対照表【日本共産党岡山県議会議員団】）

相手方番号46ないし48の各議員は、岡山県議会の会派の1つである日本共産党岡山県議会議員団に所属しており、各議員の支出に係る主張対照表（1万円超の支出）の冒頭1行の部分のとおり、同会派の会費として、それぞれ80万4549円を支払っているところ、そのうち54万6817円を調査研究費として政務調査費から支出したものである。上記金額（54万6817円）は、同会派の政務調査費としての支出額合計164万0453円を、同会派の所属議員3名で按分して負担したものである。同会派の支出に係る主張対照表は、同会派の政務調査費としての支出のうち、原告が否認するもののみを掲記したものである（整理番号10～25は否認額がないため掲記されていない。）。そうすると、同会派による上記支出が、政務調査活動との間に合理的関連性がないものであれば、各議員が支払った上記会費のうち政務調査費から支出した部分も、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとなり、これを政務調査費から支出するこ

15

20

25

とは違法であるというべきである。以下、同会派による各支出について検討する。

(ア) 整理番号 1, 2

上記番号は、アンケート郵送料であり、その全額を調査研究費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙D1）及び弁論の全趣旨によれば、上記は、県への予算要求に当たって、日本共産党所属の地方議員ないしその候補者に対し、県議団の活動としてアンケートをとるための費用であり、県政に関するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(イ) 整理番号 3～9

上記番号は、懇談会案内の送料、茶菓子代であり、その全額を会議費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙D1）及び弁論の全趣旨によれば、上記懇談会は、県議会の前に、前回の県議会についての報告や県議会に向けての取組み、懇談等を行うものであり、県政に関するものと認められる。そのような懇談会において茶菓子を提供することも、会話の円滑な進行のために必要であることは否定できない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(ウ) 整理番号 26～37

上記番号は、新聞の購読費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである。

前記のとおり、新聞は、日々変化する政治・経済等社会の情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集す

る有効な手段であり、議員としての県政に関する調査研究に關係するものといえる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5 (乙) 整理番号 38～40

上記番号は、ホームページの費用であり、その10分の9の額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙D1）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページは、会派である日本共産党岡山県議会議員団が情報発信手段として利用するホームページであり、主として会派として県政に関する情報を掲載しているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

10 (オ) 整理番号 41～48

上記番号は、県議会報告書面の作成費用、送料、議会質問ビラの作成費用であり、その全額を広報費として政務調査費から支出したものである。

証拠（乙D1）及び弁論の全趣旨によれば、上記県政報告書面は、専ら県議会に関する報告が掲載されているものであり、上記議会質問ビラは専ら県議会での質問に関する事項が掲載されているものと認められる。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

20 (カ) 小括

以上のとおり、同会派による各支出は、いずれも政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められない。したがって、各議員が同会派の会費のうち54万6817円を政務調査費から支払ったことにつ

いても、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、各支出が違法であるとはいえない。

(8) まとめ

以上によれば、上記各相手方（議員）に係る違法な支出額は、それぞれ別表②の「認容額」の「合計」欄記載のとおりとなる。

3 上記各相手方が悪意の受益者に当たるか否かについて

原告は、被告に対し、各相手方に対して各不当利得金及びこれに対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求めているところ、後者（附帯請求）は、各相手方が悪意の受益者（民法704条前段）にあたるとして、同日（収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまでの法定利息の支払を請求するよう求めるものと解される。

しかし、前記のとおり、政務調査費からの支出が違法か否か、すなわち、使途基準に適合しないか否かは、政務調査活動との合理的関連性という抽象的な基準による法的評価を含む判断にかかるものであるところ、本件証拠上、各相手方が、本件各支出時ないし収支報告書の提出時において、本件各支出が使途基準に適合しないものであると認識していたことを認めるに足りる証拠はない。各支出の適否が、最終的には裁判所の判断によって決せられることからすれば、各相手方において、各支出が違法な支出であると認識できるのは、本判決確定の日であると解するのが相当であり、同日から悪意の受益者となるというべきである。

4 結論

(1) 以上によれば、被告は、別表②の「相手方」欄記載の番号1～6, 8～10, 12, 13, 15, 17～22, 24～31, 33, 34, 37～40, 47～49の各相手方に対し、それぞれ該当する「認容額」の「合計」欄記載の各金員及びこれらに対する本判決確定の日の翌日から民法所定の年3分の割合による利息の請求債権を有している。被告は、これらの債権の行使を

怠っているところ、この不行使を正当化するような事情も見当たらないから、  
上記各債権の不行使は、違法である。

(2) よって、原告の請求は、被告に対し、上記の各相手方に対し上記の各金員  
及び法定利息の支払を求める限度で理由があるから、この限度で原告の請求  
5 を認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することと  
して、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

10 裁判長裁判官 田 中 俊 行

15 裁判官 安 田 仁 美

裁判官摸利純史は、転補につき、署名押印することができない。

20 裁判長裁判官 田 中 俊 行

# 別紙①

## 当事者等目録

岡山市北区奥田1丁目11番20号

原 告	特定非営利活動法人 市民オンブズマンおかやま
同 代 表 者 理 事	光 成 韶 明
同訴訟代理人弁護士	東 隆 司

岡山市北区内山下2丁目4番6号

被 告	岡山県知事 伊原木 隆 太
同訴訟代理人弁護士	板 野 次 郎
同 指 定 代 理 人	吉 岡 崇
同	井 上 龍 一

岡山県倉敷市連島中央2丁目5-19

被 告補 助 参 加 人	高 橋 英 士
--------------	---------

岡山県倉敷市水江1527-12

被 告補 助 参 加 人	山 田 総 一 郎
--------------	-----------

岡山市中区海吉1898-40

被 告補 助 参 加 人	吉 田 政 司
--------------	---------

岡山市北区岡南町1-8-33

被 告補 助 参 加 人	増 川 英 一
上記4名訴訟代理人弁護士	鶴 野 一 郎
同	古 河 真 人
同訴訟復代理人弁護士	中 川 曜 子

岡山市北区建部町宮地219

被 告補 助 参 加 人	河 本 勉
--------------	-------

岡山市中区赤田 248-5

被 告 補 助 參 加 人

上記2名訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

同

小 倉 弘 行

山 下 一 盛

猪 木 健 二

池 田 曜 生

以 上

別表②

【自由民主党岡山県議団】(符号A)

番号	議員名	請求金額(円)			認容額(円)		
		1万円超	1万円以下	合計	1万円超	1万円以下	合計
1	中塚周一	1,686,986	10,100	1,697,086	694,500	0	694,500
2	江本公一	520,567	318,947	839,514	11,991	155,852	167,843
3	青野高陽	1,133,153	0	1,133,153	100,000	0	100,000
4	太田正孝	1,442,865	0	1,442,865	222,000	0	222,000
5	谷口圭三	1,395,493	0	1,395,493	45,276	0	45,276
6	池本敏朗	2,876,801	0	2,876,801	1,420,646	0	1,420,646
7	小林健伸	2,460,064	0	2,460,064	0	0	0
8	渡辺吉幸	1,065,756	0	1,065,756	424,253	0	424,253
9	岡本泰介	2,558,056	70,800	2,628,856	1,333,574	51,800	1,385,374
10	浅野實	1,447,293	130,186	1,577,479	464,300	3,150	467,450
11	小倉弘行	922,213	0	922,213	0	0	0
12	加藤浩久	3,258,738	0	3,258,738	1,348,245	0	1,348,245
13	遠藤康洋	2,433,988	0	2,433,988	1,384,880	0	1,384,880
14	蜂谷弘美	327,973	0	327,973	0	0	0
15	神宝謙一	3,173,831	0	3,173,831	1,405,000	0	1,405,000
16	西岡聖貴	1,001,629	0	1,001,629	0	0	0
17	波多洋治	781,499	59,400	840,899	297,740	11,000	308,740
18	久徳大輔	628,003	1,970,433	2,598,436	6,208	1,376,837	1,383,045
19	高橋戒隆	3,380,035	0	3,380,035	1,684,215	0	1,684,215
20	蓮岡靖之	1,626,747	0	1,626,747	1,116,589	0	1,116,589
21	池田道孝	438,918	0	438,918	25,000	0	25,000
22	井元乾一郎	882,338	124,609	1,006,947	0	64,660	64,660
23	伊藤文夫	1,180,743	0	1,180,743	0	0	0
24	小田圭一	332,063	1,173,666	1,505,729	0	459,294	459,294
25	渡辺英気	480,509	1,170,685	1,651,194	0	899,897	899,897
26	内山登	946,263	344,762	1,291,025	625,000	174,600	799,600
27	小野泰弘	312,338	282,812	595,150	0	75,000	75,000
28	河本勉	1,306,096	5,000	1,311,096	652,588	5,000	657,588
29	岡崎豊	1,485,718	657,160	2,142,878	1,020,000	391,919	1,411,919
30	小田春人	2,009,298	457,026	2,466,324	720,000	27,950	747,950
31	古山泰生	1,690,684	0	1,690,684	510,435	0	510,435
32	天野学	312,338	0	312,338	0	0	0
33	千田博通	1,011,296	1,312,001	2,323,297	531,920	912,875	1,444,795
34	戸室敦雄	1,393,638	669,709	2,063,347	1,081,300	594,356	1,675,656
		47,903,930	8,757,296	56,661,226	17,125,660	5,204,190	22,329,850

【民主・県民クラブ】(符号B)

相手方		請求金額(円)	認容額(円)
番号	議員名	合計	合計
35	一井暁子	1,766,238	0
36	高原俊彦	284,571	0
37	岡田幹司	564,720	9,450
38	三原誠介	2,976,316	163,729
39	長瀬泰志	1,141,916	180,000
40	住吉良久	882,559	753,361
41	鈴木一茂	230,198	0
		7,846,518	1,106,540

【公明党岡山県議団】(符号C)

相手方		請求金額(円)	認容額(円)
番号	議員名	合計	合計
42	増川英一	269,766	0
43	吉田政司	348,938	0
44	山田総一郎	351,797	0
45	高橋英士	290,832	0
		1,261,333	0

【日本共産党岡山県議会議員団】(符号D)

相手方		請求金額(円)	認容額(円)
番号	議員名	合計	合計
46	森脇久紀	1,496,986	0
47	赤坂てる子	594,295	2,000
48	武田英夫	469,282	100,968
		2,560,563	102,968

【無所属】(符号E)

相手方		請求金額(円)	認容額(円)
番号	議員名	合計	合計
49	佐古信五	1,590,531	1,590,531
		1,590,531	1,590,531

費用負担裁判

補助参加人高橋英士、山田総一郎、吉田政司、増川英一、小倉弘行の参加により生じた費用は、いずれも原告の負担とし、補助参加人河本勉の参加により生じた費用は、これを2分し、その1を同補助参加人の負担とし、その余を原告の負担とする。

以上